

大阪府域道路啓開協議会（第3回）

日時：平成30年12月21日（金）10:00～11:00

場所：大阪府中央区大手前1-5-44

大阪合同庁舎第1号館 新館 A会議室

議事次第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

(1) 道路啓開計画 検討概要 【資料 2】

(2) 啓開ルート計画 【資料 3】
・被害想定 of 整理
・啓開ルート計画

(3) 情報収集・連絡・連携 【資料 4】
・情報の一括集約、発信
・情報収集

(4) 啓開作業計画 【資料 5】

(5) 今後のスケジュール 【資料 6】

4. 閉 会

配布資料

- 【資料1】 大阪府域道路啓開協議会承認事項について
- 【資料2】 道路啓開計画 検討概要
- 【資料3】 啓開ルート計画（案）
- 【資料4】 情報収集・連絡・連携（案）
- 【資料5】 啓開作業計画（案）
- 【資料6】 道路啓開計画立案に向けた今後の流れ（案）
- 【参考1】 大阪府域道路啓開協議会設立趣意書
- 【参考2】 協議会規約・名簿
- 【参考3】 前提条件・第2回協議会までの承認事項
- 【参考4】 啓開担当分担

大阪府域道路啓開協議会（第3回） 承認事項について

1. 啓開ルート計画の提案【資料－3】

- ・第2回協議会承認事項の被害想定、被害算定を基に広域緊急交通路（重点14路線）から拠点へのアクセスルートの啓開時間に着目し優先順位を設定

○承認事項： 啓開時間に着目した優先順位設定（資料-3 P3、4）

2. 情報収集・連絡・連携の提案【資料－4】

- ・関係機関で構成した、情報の一括集約、発信を行う”大阪府域道路情報連絡室（仮称）”の設置場所を大阪国道事務所とする

○承認事項： 大阪府域道路情報連絡室（仮称）の設置（資料-4 P1）

3. 啓開作業計画の提案【資料－5】

- ・発災に備えた準備及び発災時の行動計画、啓開担当者の参集拠点について提案

○承認事項： 啓開行動計画（資料-5 P2～P22）

4. 道路啓開計画立案に向けた今後のスケジュール【資料－6】

道路啓開計画 検討概要

平成30年12月

大阪府域道路啓開協議会

今回までの検討概要

	第2回協議会 承認事項	検討事項
1. 啓開ルート計画	<p>①啓開ルートの選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 最優先啓開ルートとして、広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)を設定 ➤ 発災後72時間以内を目標に広域緊急交通路を1車線(中央分離帯がある場合は上下1車線)啓開を完了 ➤ 広域緊急交通路から拠点へ複数経路アクセスできるように、啓開ルートを検討 	<p>①アクセスルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長期浸水箇所の啓開ルートに関する検討 ⇒止水・排水作業を見据えたアクセスにかかる調整を今後検討
	<p>②主要拠点の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 中央防災会議幹事会で定められた基幹的広域防災拠点や、大阪府地域防災計画で定められた広域防災拠点、後方支援活動拠点、災害拠点病院を主要拠点に設定 ➤ 大阪府地域防災計画(H29.12修正)版に基づき拠点を追加 	<p>②主要拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長期浸水箇所の処置に必要な施設を拠点として設定することの検討。 ⇒整備局の関係部局含め確認中 ○地域防災計画の更新時の整合 ⇒その都度対応
	<p>③被害想定に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 和歌山県啓開協議会等の考え方を踏まえ、啓開路線(重点十四路線)を対象に橋梁被害、瓦礫被害、放置車両、沿道施設倒壊、斜面・盛土崩壊について検討 ➤ 被害検討に基づき、啓開時間を試算 	<p>③具体の被害想定検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○拠点へのアクセス路線について被害の検討、啓開時間の試算 ⇒算定完了 ○啓開ルートの優先順位の設定 ⇒被害想定をもとに啓開時間に着目し順位付けを行った

今回までの検討概要

	協議会 承認事項	検討事項
2. 情報収集・ 連絡・連携	<p>①指示連絡体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 具体的な指示連絡体制を検討 ➤ 関係機関で構成した情報一本化窓口を設け、リエゾンを配置。現場の具体指示等は各土木事務所・工営所・維持出張所と担当会社で連絡・調整を行う 	<p>①指示命令系統の一本化窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報一本化窓口の設置場所の選定 ⇒大阪国道事務所 情報室
	<p>②情報収集・連絡手段に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報収集の方法について検討 ➤ 関係機関との連絡手段の一覧及び収集した情報の共有方法について検討 ➤ 一般の方への情報提供方法検討 	<p>②情報収集・連絡手段の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連絡網の作成 ⇒連絡網を作成 ⇒対災害SNS情報分析システム(DISAANA)の活用

今回までの検討概要

	協議会 承認事項	検討事項
<p>3. 啓開作業計画</p>	<p>①道路啓開における行動計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 関係機関毎のタイムラインを検討 ➤ 発災時における行動計画を検討 	<p>①啓開計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○啓開時間の試算結果をもとに、建設業団体の協力の得て啓開担当会社の拠点や出動できるパーティー数などの確認を行い、目標時間での啓開完了に向けた割り付け設定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒アクセスルートの啓開担当区間設定完了。 目標時間に向けたパーティー数確認を引き続き行う。 ○建設業協会(啓開業者)の現地調査にかかるタイミング <ul style="list-style-type: none"> ⇒(通信可能の場合)基本、道路管理者からの要請。 ⇒(通信不可の場合)震度6弱以上を観測し通信が途絶 ○必要資機材調査を行い、過不足状況を整理し受援について検討 <ul style="list-style-type: none"> ⇒建設業団体の協力を得て、手持ち資機材の状況は確認。不足する分について、他地域の状況を把握し今後検討 ○検討結果をもとに具体的に記載し、各種計画記載の手続きや様式との整合を図り、作成する啓開計画に反映 <ul style="list-style-type: none"> ⇒調査報告の仕方、情報共有の流れ、車両移動の方法や様式等作成。

今回までの検討概要

幹事会意見 (H30.12.12)	対 応
<p>①情報収集 ⇒大阪府道路公社の追記</p> <p>②ルート計画 ⇒地震時等の踏切の長期遮断対応について</p> <p>③啓開作業計画 ⇒資機材必要数について、NEXCO、阪神高速についてはそれぞれが担当する為、資料に記している数量に入っていない旨の明記</p>	<p>①情報収集 ⇒大阪府道路公社の追記 公社管理路線は広域緊急交通路(重点十四路線)ではないため、大阪府配下での情報やりとりとした。</p> <p>②ルート計画 ⇒広域緊急交通路(重点14路線)にある踏切は3箇所。 (重点14路線から拠点へのアクセスルートには踏切なし) 今後、踏切遮断の早期解消に向け検討していく。</p> <p>③啓開作業計画 ⇒必要数は重点十四路線分であるため、NEXCO、阪神高速担当分は入っていない旨明記。</p>

啓開ルート計画(案)

平成30年12月

大阪府域道路啓開協議会

1 被害想定の整理

被害想定項目の整理(第2回協議会承認)

➤ 道路啓開ルートへの検討、必要な資機材等を把握するため、想定される被害について整理

想定項目	算定概要	ベース資料
① 橋梁被害	<ul style="list-style-type: none">・巨大地震の津波や揺れによる橋梁の被害(流出、倒壊、段差等)や液状化判定(PL値)による橋台背面段差を想定し算定する。 <p>【根拠:和歌山県道路啓開協議会資料(和歌山県、和歌山河川国道事務所)】</p>	<ul style="list-style-type: none">・橋梁データベース・震度分布・液状化分布
② 沿道施設倒壊による被害	<ul style="list-style-type: none">○地震による沿道施設被害・巨大地震による沿道施設の倒壊による被害(沿道の建物・電柱の倒壊等)を想定し算定する。 <p>【根拠:南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料(大阪府)】</p>	<ul style="list-style-type: none">・DID人口集中地区、土地利用・無電柱化区間
③ 津波堆積物による被害	<ul style="list-style-type: none">○津波浸水被害(津波堆積物)・府が公表している大阪府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」の津波浸水想定区域を基に、道路啓開の対象となる道路において、津波により陸上に運ばれて堆積した土砂・泥状物等の津波堆積物の発生量について算出する。 <p>【根拠:南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料(大阪府)】</p>	<ul style="list-style-type: none">・津波浸水深分布
④ 立ち往生車両と放置車両	<ul style="list-style-type: none">・南海トラフ巨大地震による立ち往生車両と放置車両の台数を想定し算定する。 <p>【根拠:首都直下地震道路啓開計画検討協議会資料(関東地方整備局)】</p>	<ul style="list-style-type: none">・交通センサスデータ
⑤ 落石や自然斜面・盛土法面の崩壊	<ul style="list-style-type: none">・道路防災総点検結果を基に、落石や自然斜面の崩壊、盛土法面の崩壊の被害を想定し算定する。 <p>【根拠:和歌山県道路啓開協議会資料(和歌山県、和歌山河川国道事務所)】</p>	<ul style="list-style-type: none">・道路防災総点検結果(位置情報、被災ランク等)

広域緊急交通路(重点14路線)から拠点へのアクセスルートの順位判定

各管理者等から提供頂いた資料等をもとに、主要拠点までの啓開ルートの優先順位を検討。
順位付けは「橋梁被害」の状況のほか、「瓦礫」、「車両」、「斜面崩壊」を含めた啓開時間に着目した簡易判定により決定。

簡易判定方法

- 1) ルート上の橋梁被害が「倒壊」、「落橋」の場合は、アクセスルートとして適用困難 ×
- 2) ルート上の橋梁被害が「段差(大)(中)(小)」の場合は、適用可能 ○
- 3) 通行可能なアクセスルートについて、「橋梁段差」、「瓦礫」、「車両」、「斜面崩壊」の啓開時間を算出し、トータルの啓開時間が短くなる経路から優先順位を設定

→ 拠点までのアクセスルートについて優先順位を設定。
被害が甚大で通行困難なルートが想定される場合は代替ルートを検討

啓開ルート計画

拠点までのアクセスルートの啓開ルート順位設定の例

拠点へのアクセスルートは、広域緊急交通路から多数のルートが考えられるため、机上判定であるが、啓開時間が短い路線の順位付けを行った。

例1) 鶴見緑地への啓開ルート



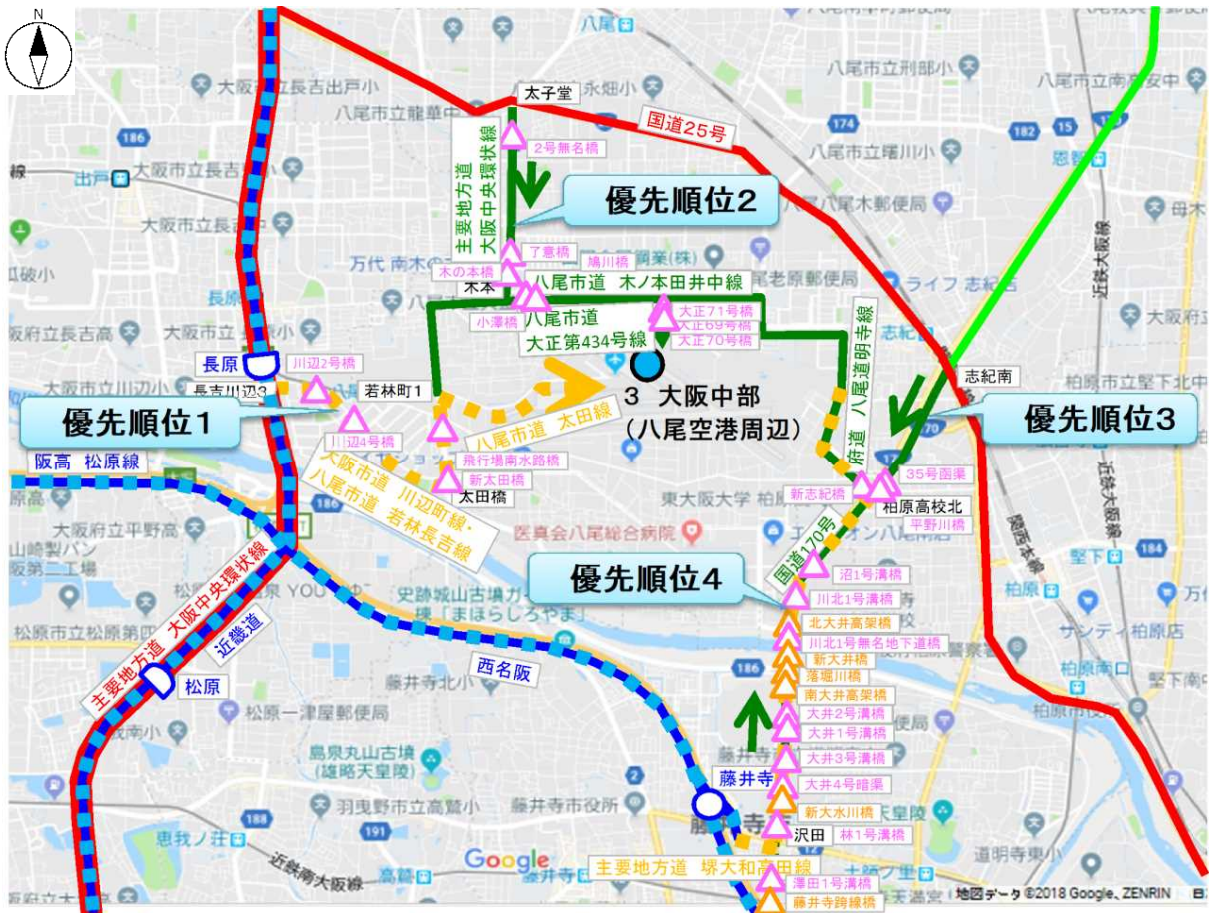
※1 重点14路線の被害状況によっては優先順位は変わる
 ※2 代表して橋梁被害判定を記載しているが、啓開時間には沿道施設倒壊(建物、電柱)、放置車両の処理時間も含む

アクセスルート	落橋・倒壊の有無	拠点までの距離 (km)	橋梁数 ※2 (被害判定)	啓開時間 (h)	優先度 ※1
西側南より	無	1.8	2 (段差中:2)	9.5	3位
西側北より	無	2.1	2 (段差中:2)	10.8	4位
東側より	無	1.1	3 (段差大:1,段差中:2)	8.2	2位
南側より	無	0.0	0	—	1位

啓開ルート計画

拠点までのアクセスルートの啓開ルート順位設定の例

例2) 大阪中部(八尾空港周辺)への啓開ルート



凡例

- 基幹広域防災拠点
- 広域防災拠点
- 後方支援活動拠点
- 基幹災害拠点病院
- 地域災害拠点病院
- 特定診療災害医療センター
- 製油所・油槽所
- △ 橋梁(落橋もしくは倒壊)
- △ 橋梁(段差大)
- △ 橋梁(段差中)
- △ 橋梁(段差小)
- 広域緊急交通路:自動車専用道路
- 広域緊急交通路:一般道路:重点14路線
- 広域緊急交通路:一般道路:その他(拠点へのアクセスルート)
- 広域緊急交通路:一般道路:その他
- ⋯ 緊急輸送ルート:自動車専用道路(中央防災会議幹事会指定)
- ⋯ 緊急輸送ルート:一般道路(中央防災会議幹事会指定)
- 新規指定路線(拠点へのアクセスルート)

※1 重点14路線の被害状況によっては優先順位は変わる
 ※2 代表して橋梁被害判定を記載しているが、啓開時間には沿道施設倒壊(建物、電柱)、放置車両の処理時間も含む

アクセスルート	落橋・倒壊の有無	拠点までの距離(km)	橋梁数※(被害判定)	啓開時間(h)	優先度※2
西側より	無	2.7	4 (段差大:4)	19.1	1位
北側より	無	2.2	8 (段差大:8)	24.1	2位
東側より	無	3.3	6 (段差大:6)	25.3	3位
南側より	無	4.9	17 (段差大:12、段差中:5)	47.2	4位

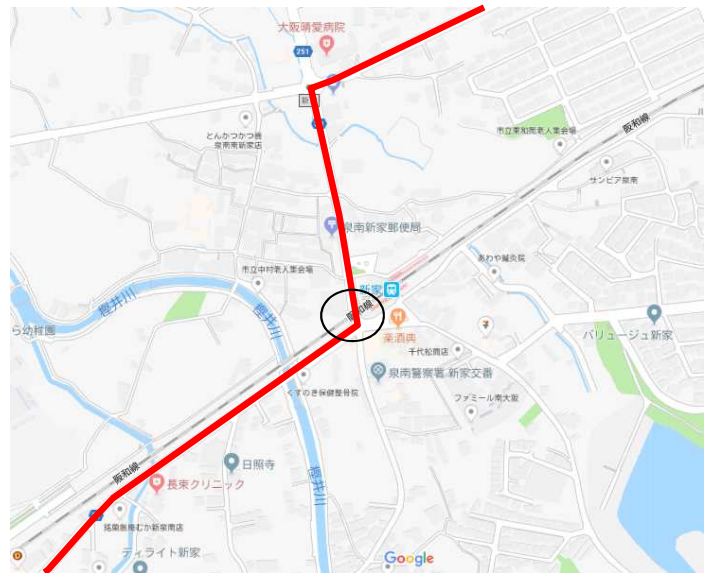
啓開ルート計画

啓開ルートの踏切遮断の対応

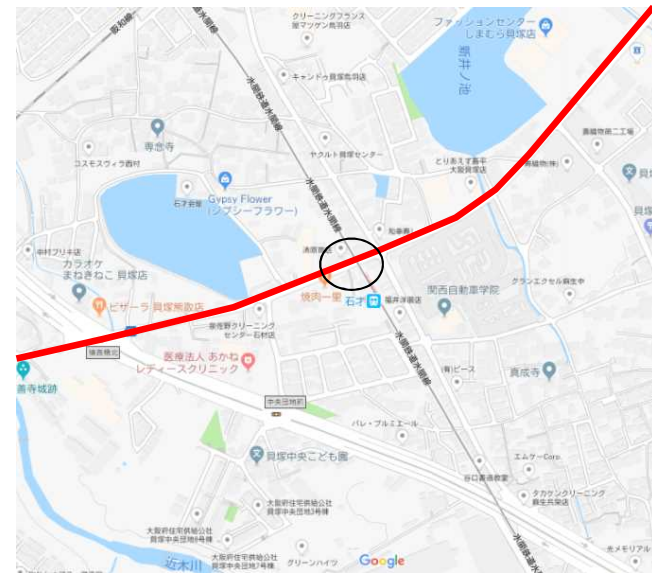
広域緊急交通路(重点14路線)にある踏切は3箇所。
 (重点14路線から拠点へのアクセスルートには踏切なし)
 今後、踏切遮断の早期解消に向け検討していく。

番号	道路管理者	路線名(道路名)	場所	鉄道事業者	鉄道路線名	踏切名
①	大阪府	府道30号大阪和泉泉南線	大阪府泉南市新家中村2960-4	西日本旅客鉄道	阪和線	新家南一
②	大阪府	府道30号大阪和泉泉南線	大阪府貝塚市石才656	水間鉄道	水間線	海塚9号
③	大阪市	府道30号大阪和泉泉南線	大阪府大阪市住吉区沢ノ町1丁目10-12	南海電気鉄道	高野線	沢ノ町4号

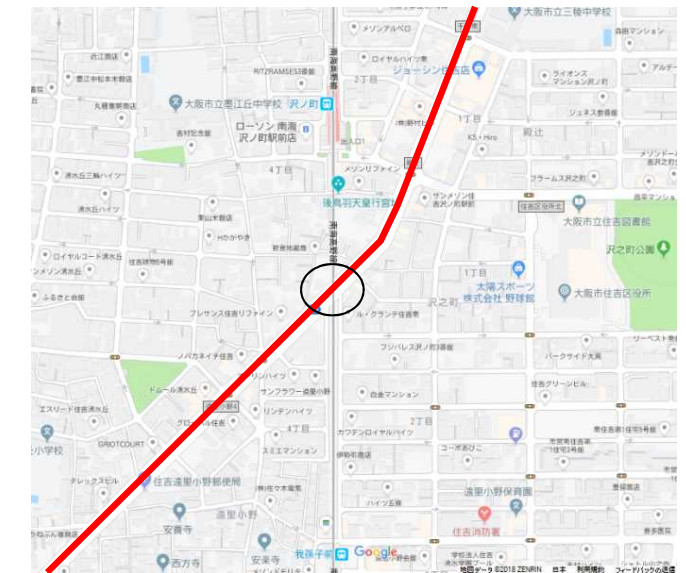
①



②



③



長期浸水箇所への路線の啓開作業に関する検討

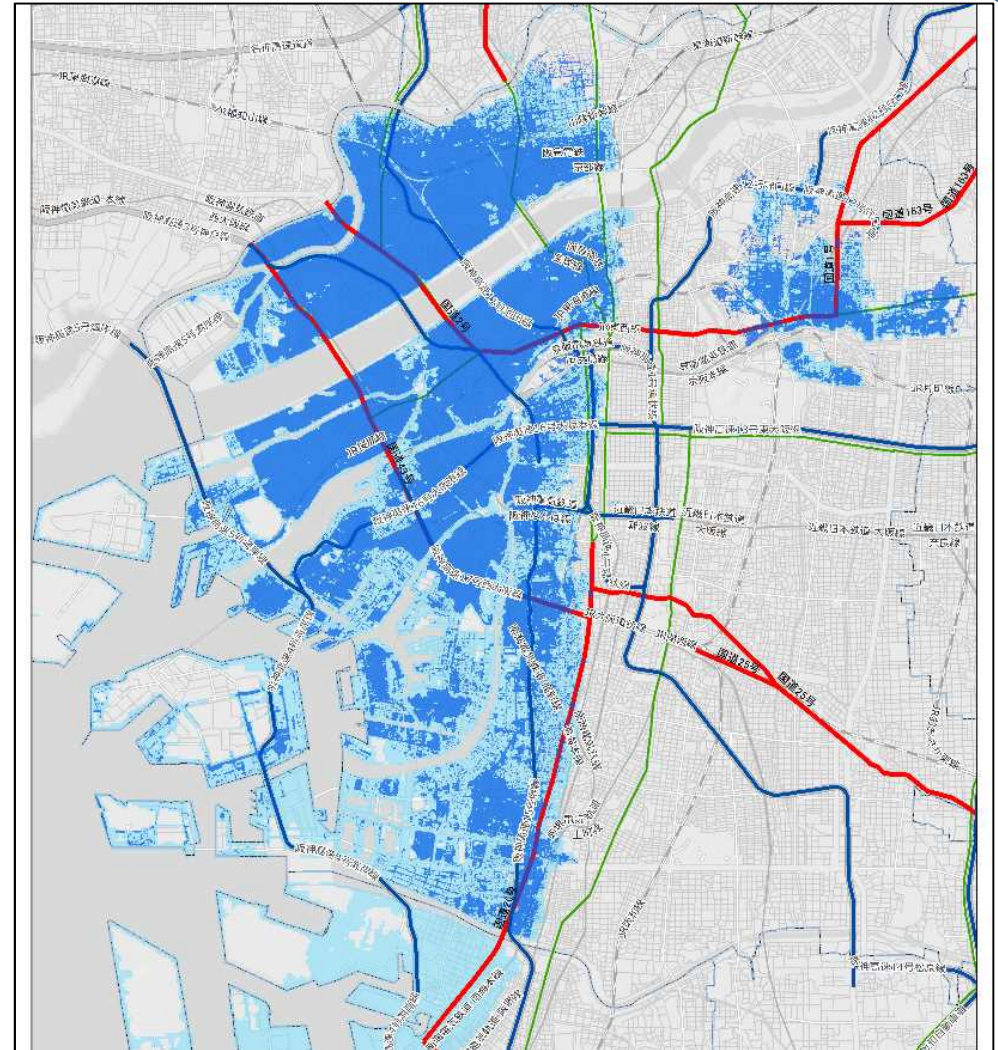
- 「大阪府南海トラフ巨大地震対策等検討部会」で公表されている浸水範囲をもとに啓開路線の長期浸水箇所への進出方法を検討。

- ・ 長期浸水箇所について、大阪府での公表データをベースに国交省が検討した結果を用いる

※淀川管内洪水氾濫解析業務 報告書（国交省淀川河川事務所）より

長期浸水

- 地震及び津波による、広域な地盤沈下や防潮堤等の被災により長期の湛水が想定
- 排水ポンプが停止、堤防応急復旧が難しい状況での発災72時間後の津波浸水想定区域を長期浸水範囲として算定



■ 津波浸水想定区域
■ 長期浸水範囲

図 対象道路と津波浸水想定区域図の整理例

津波浸水後に自然排水が困難な啓開路線の進出方法の検討、止水・排水作業を見据えたアクセス路線の調整を今後行う

浸水域の止水・排水作業の流れ

出典:「南海地震長期浸水対策検討結果」(H25.3 高知県)

地震・津波・長期浸水発生

浸水状況把握 (止水箇所・浸水範囲等)

止水・排水対策箇所まで道路啓開

津波によるがれき除去及び浸水域の仮設道路構築

大型土のうを用いた浸水域の仮設道路例

排水機場の復旧

止水対策 (応急復旧)

新たな浸水を防止するため仮締切を構築

大型土のうによる止水対策例

排水対策 (応急排水)

ポンプ車、仮設ポンプによる堤体内の早急な排水

排水ポンプ車による排水イメージ

長期浸水解消

道路啓開作業

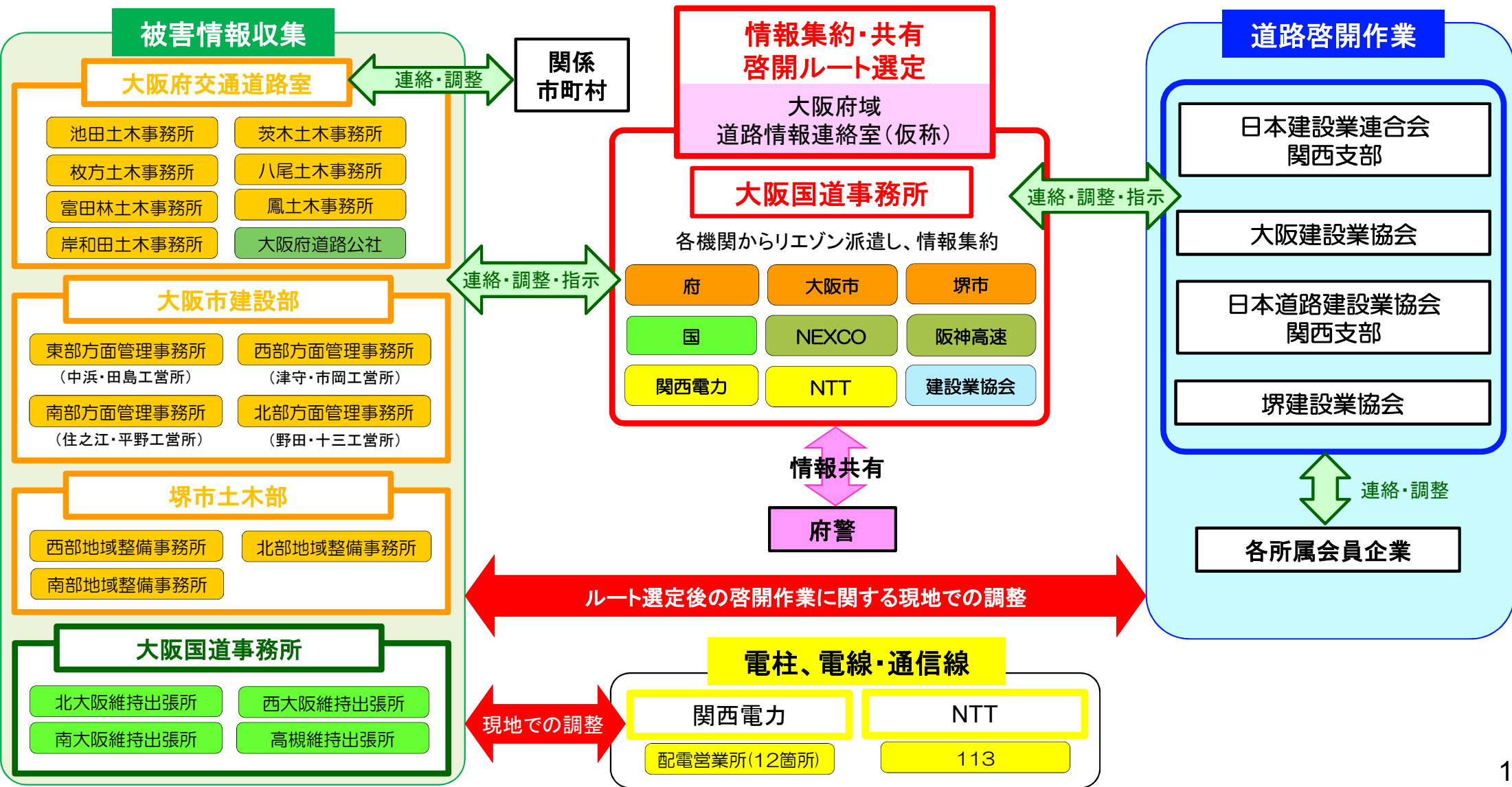
情報収集・連絡・連携(案)

平成30年12月

大阪府域道路啓開協議会

1. 情報の一括集約、発信

- 関係機関で構成した情報一元化窓口“大阪府域道路情報連絡室(仮称)”を「大阪国道事務所」に設置し、情報集約・共有を図り啓開ルートを選定、指示していく
- 今後も、より良い情報共有、一元化の方法について検討を続ける



2. 情報収集

- 被害状況の収集方法手段について、現状で利用可能な手段を用いる。
- 今後も有用な手段が開発等された場合は、随時更新していく。

被害状況の収集手段

緊急パトロール(協定業団体含む)による現地調査

- 道路管理者や協定業団体、委託業者等による緊急点検調査
- ・パト車
 - ・徒歩
 - ・防災二輪車
 - ・参集途上調査

ヘリコプターによる上空からの調査

国、自治体、警察、自衛隊等による上空からの調査

CCTVからの情報

国、自治体、警察が管理しているCCTVからの調査

テレビ、ラジオ等報道機関、SNS等からの情報

- ・マスメディアからの災害情報
- ・対災害SNS情報分析システム(DISAANA)の活用

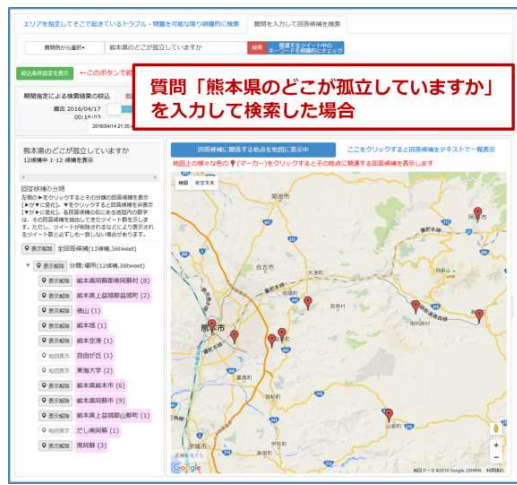
○緊急パトロール等による調査



○ヘリコプターによる調査



○対災害SNS情報分析システム(DISAANA)の活用



- twitterの投稿内容をリアルタイムに分析し、エリアを指定することにより、災害に関する問題・トラブルを自動的に抽出し、リスト形式又は地図形式で表示
- ＜活用事例＞
- ・内閣府：熊本地震(H28.4)の際に、指定避難所以外でのニーズ把握等に活用
 - ・大分県：阿蘇山の爆発的噴火や日向灘を震源とする地震(H28.10)の際に、県内の被害情報の把握のため活用

出典) 国立研究開発法人情報通信研究機構:DISAANAホームページ (<https://disaana.jp/>)

啓開作業計画(案)

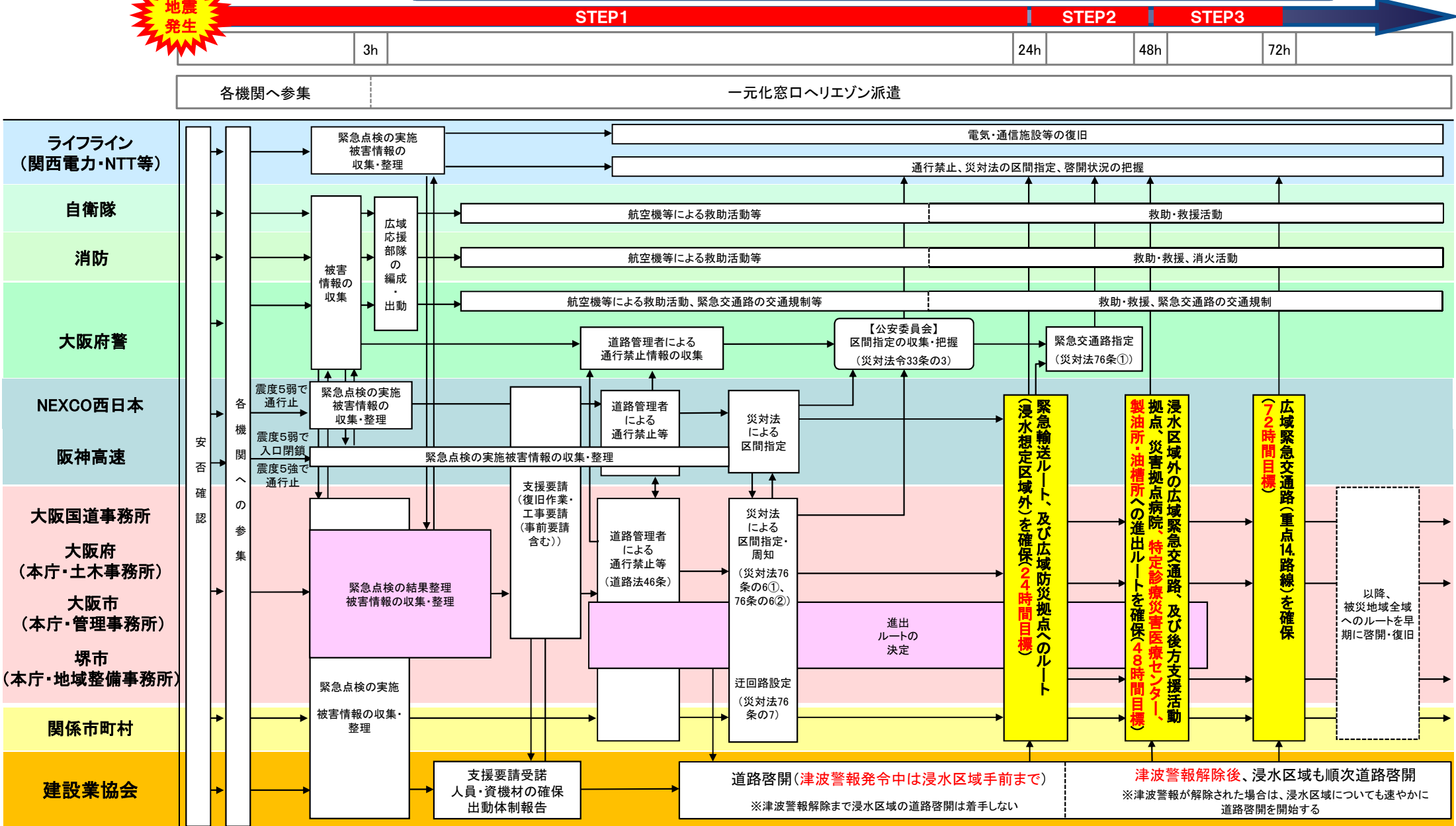
平成30年12月

大阪府域道路啓開協議会

1. 発災時の行動計画

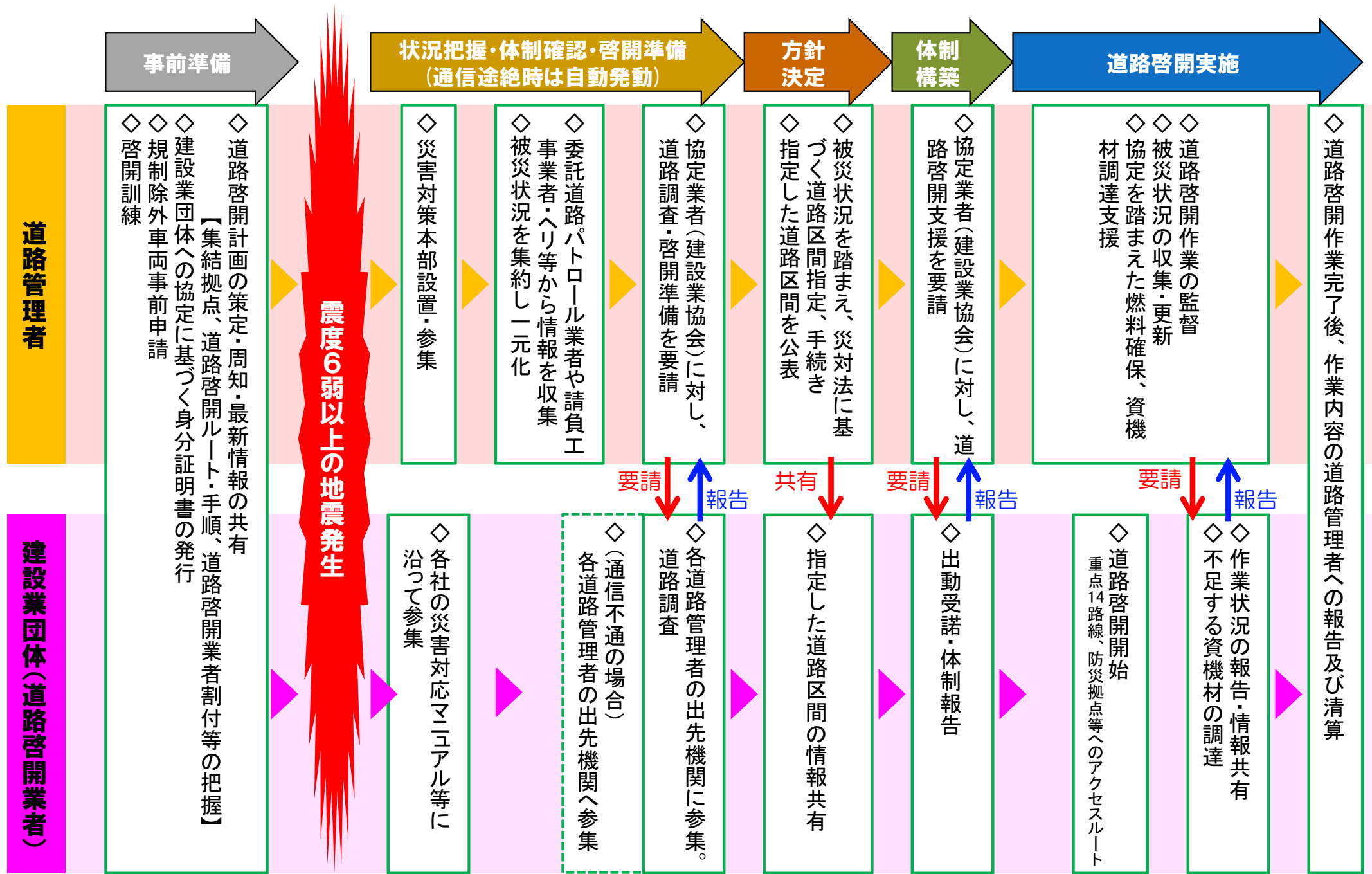
(1) タイムライン

- 発災後、各機関へ参集し、緊急点検の実施・被害情報の収集に着手
- 72時間以内を目標に、道路啓開を完了。



上記タイムラインは、各機関による活動事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

1-1. 発災時の行動計画



1-2. 事前準備

道路啓開実施における各種手続き

➤ 緊急通行車両又は規制除外車両の届出

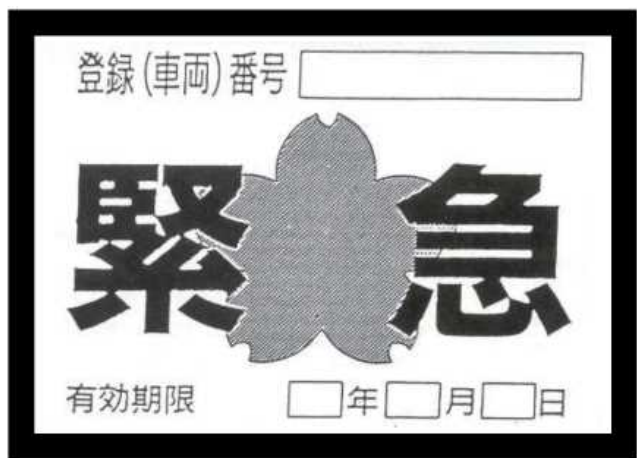
啓開実施者は、あらかじめ緊急通行車両又は規制除外車両の事前届出を行う。

○緊急通行車両とは、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で、指定行政機関等が保有し、若しくはこれらとの契約等により指定行政機関等の活動のために使用され、又は災害発生時に他の関係機関から調達する車両を指し、あらかじめ事前届出を行うことによって、大規模災害発生時に速やかに標章等の交付を受け、緊急交通路の通行が可能となる。

○規制除外車両とは、災害対策基本法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両を指し、緊急通行車両と同様の手続きが必要となる。緊急通行車両とならないもののうち、使用の本拠の位置が大阪府内にある建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送車両が該当する。

※ 具体的には、災害対策基本法に基づき指定公共機関、指定地方公共機関に指定されている事業者、団体等が保有する車両に加え、国、県、指定公共機関等と災害時における各種協定又契約を締結している事業者、団体等が保有する車両が緊急通行車両の対象となる。

※事前届出の対象となる車両の使用の本拠の位置を管轄する署長に対して行う。



緊急通行車両標章

別記様式第5号

災害対策用 原子力災害応急対策用 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 大阪府公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 (印)		() 第 号 災害対策用 原子力災害応急対策用 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 大阪府公安委員会 (印)
番号標に表示 されている番号	注意事項 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両等事前届出済証を提示して所要の手続きを受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続きができない場合には、他の警察署等で手続きを受けること。 3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続きを受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。 (1) 規制除外車両として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 当該車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	住 所 () 局 番	
出 発 地	使 用 者 氏 名	

注：この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写し1通(写真の場合は、原本1通)を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。

規制除外車両事前届出書

1-2. 事前準備

道路啓開実施における各種手続き

➤ 身分証明書の発行

放置車両の撤去に備え、啓開実施者に対し車両移動の身分証明書の発行を行う。

○災害対策基本法の第76条の6に基づき、現場での円滑な対応のため、民間事業者に行わせる場合には、道路管理者から委託を受けていることを明示する書面(身分証明書)を交付する。

なお、道路管理者が車両等の移動を行う場合には、災対法による権限を行使することとなるため、道路管理者の身分証明書を携行し対応する。

【施行通知】

1. 災害時における車両の移動等について(法第76条の6関係)

(3) 移動命令の伝達や車両の移動等を道路管理者の名義において行うことについて

(略)

この際、改正法に基づく車両の移動等は、公権力の行使であり、現場での円滑な対応のため、委託業者等行政職員以外の民間事業者に行わせる場合には、道路管理者から委託を受けていること(権限を有する道路管理者の意思であることを)明示する書面を手交しておくこと。

(略)

第 号
身 分 証 明 書
会社名： 住 所：
上記の者は、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託した者であることを証明する。
業務の名称： 有効期間： 発行日： 発 行 者：国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所長 印

例) 国交省発行の身分証

1-3. 災害協定の発動

(1) 協定に基づく現地状況調査の発動について

現地調査の発動タイミングの他事例（計画書・協定書）

- ① 対策本部・道路管理者からの要請で発動
⇒ 3例（中部地整、沖縄県、大分県）
- ② 震度6弱以上を観測した場合に自動発動
⇒ 5例（大阪国道、首都直下型、九州、和歌山県、徳島県）
- ③ 震度6弱以上を観測し、通信途絶の場合に自動発動
⇒ 1例（香川県）
- ④ 震度5強以上を観測した場合に自主的に発動
⇒ 1例（愛媛県）
- ⑤ 通信途絶の場合に自主的に発動
⇒ 1例（高知県）
- ⑥ 南海トラフ地震発生後自動発動
⇒ 1例（四国広域）

自動発動の基準として
震度6弱以上が多い

【参考】 気象庁震度階級関連解説表
(屋外の状況) に示された「震度6弱」

震度階級	屋内の状況
6弱	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。

H30.6の大阪府北部の地震では震度6弱を観測したが、道路啓開が必要な道路被害無し

震度6弱以上を観測し通信途絶の場合、要請を待たず現地調査開始

1-4. 報告方法、内容

(4) 緊急点検の報告方法と報告内容

啓開担当社は、道路啓開対象路線に対し、主に目視による通行の可否確認後、**調査した区間と通行不可能状態の箇所**を随時、電話、電子メール、FAX等、**可能な手段を用い、道路管理者に状況を報告する。**全区間調査完了後もその旨報告する。なお、通信不可の場合は連絡員での報告も考えられる。

報告する内容

- 調査した区間及び異常箇所の位置
- 啓開による通行可否（被災状況）
- 迂回路の有無
 - ある場合…〇〇から〇〇
 - ない場合…被害の少ない他道路を啓開(14路線以外も対象)

① 電話による報告文例 [啓開後通行可のケース]

〇〇建設 〇〇です。
 国道〇〇号の〇〇交差点～〇〇交差点は調査完了。××交差点から□□交差点間については、建物の外壁が崩れ現在通行不可能ですが、啓開が可能です。他道路は建物倒壊により通行不能です。

[啓開・通行不能・迂回路ありのケース]

〇〇建設 〇〇です。
 国道〇〇号の〇〇交差点～〇〇交差点は調査完了。国道〇〇号の〇〇市内〇〇交差点から□□交差点間については、〇〇橋落橋により現在通行不可能です。
 なお、隣接する△△橋を迂回すれば、当該区間を通過することが可能です。

② 電子メールによる報告文例 [啓開・通行不能・迂回路ありのケース]

題名:【被災状況】国道〇〇号(〇〇市)
本文:調査済区間: ××交差点～〇〇交差点
 異常箇所: 〇〇交差点～□□交差点(〇〇駅の西側)
 通行可否: 啓開・通行不能
 被災状況: 〇〇橋の落橋
 その他: △△橋迂回により当該区間の通過可能
 報告者: 〇〇建設 〇〇□090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
添付:被災状況写真.jpg

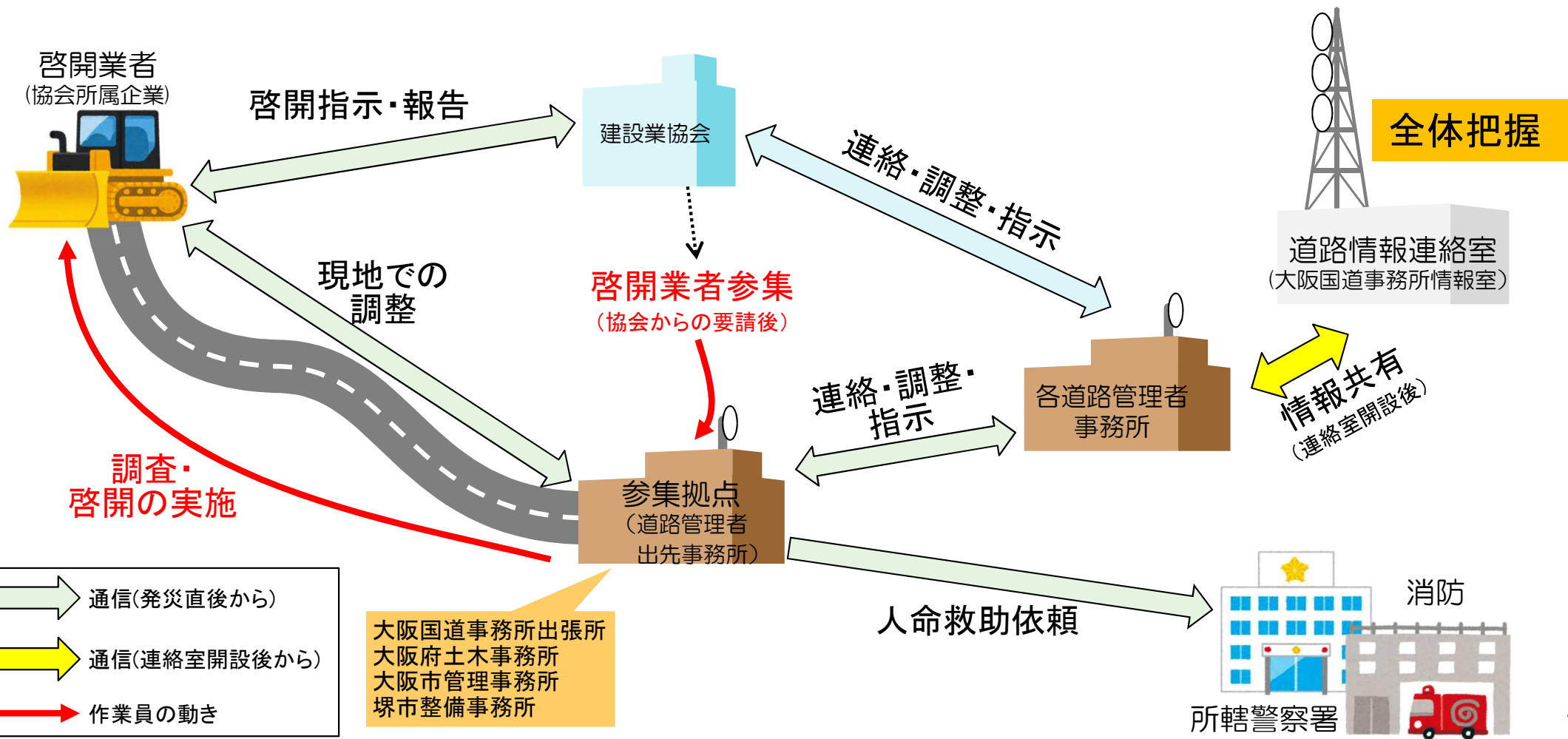
③ 電子メール(PO)・FAXによる報告文例

道路緊急点検シート(案)		
点検者	点検日時	年 月 日 時 分
路線名	異常箇所	(地先名・交差点名)
		(目録物、目印など)
<input type="checkbox"/> 啓開後通行可 被災程度 <input type="checkbox"/> 啓開・通行不能(迂回路あり) <input type="checkbox"/> 啓開・通行不能(迂回路なし)		
<input type="checkbox"/> 落橋 <input type="checkbox"/> 傾斜 <input type="checkbox"/> 段差 <input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 落下物・放置車両等障害物 <input type="checkbox"/> 跨道橋等の落下 <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 浸水		
被災状況 <input type="checkbox"/> その他()		
概要:		
位置図(※該当箇所を○で示す) その他付図(詳細図)等があれば添付してください。		

1-5. 啓開作業の情報伝達の流れ

(2) 被災状況調査及び道路啓開作業時の情報共有体制の構築 【通信可能な場合】

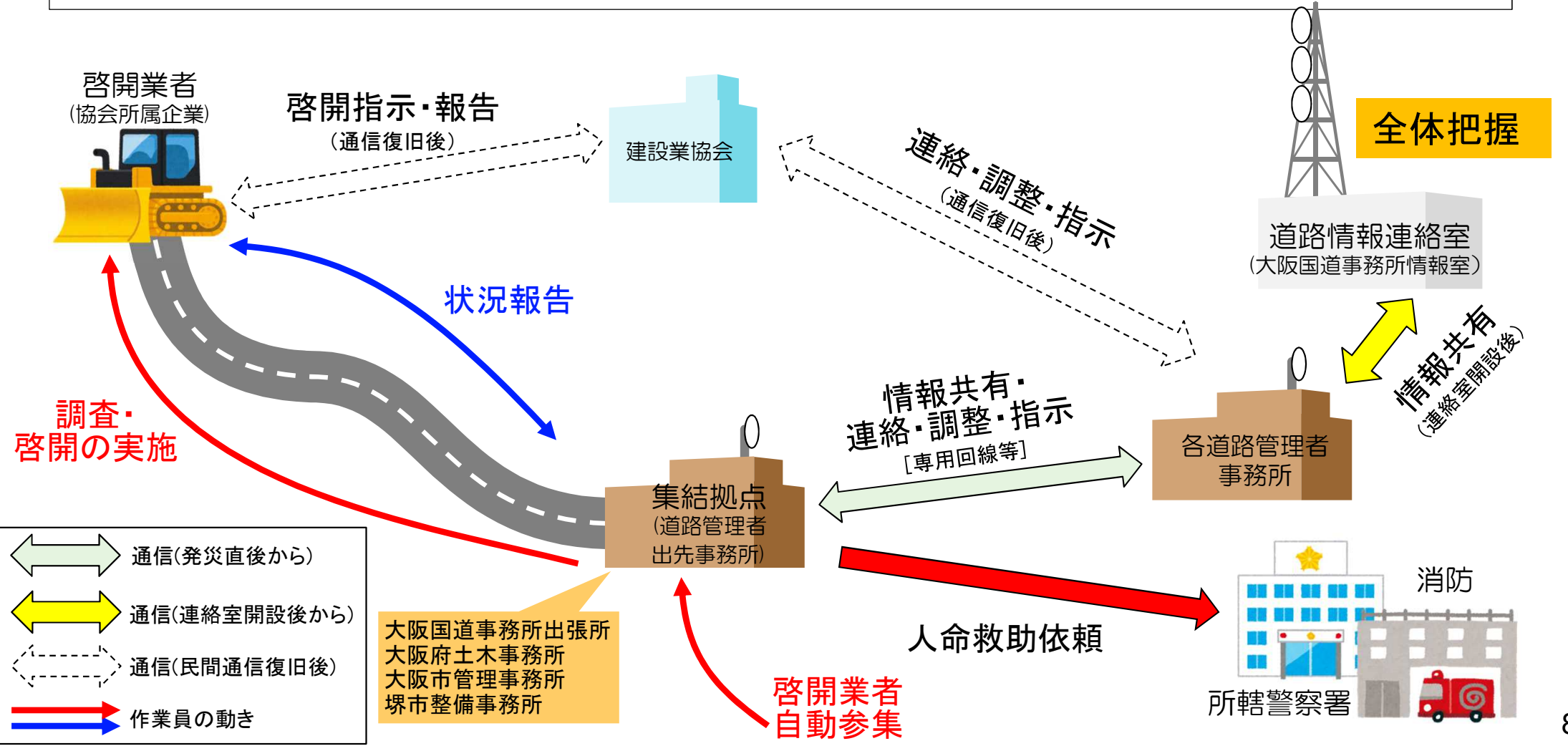
- ・ 道路情報連絡室(仮称)開設前においても、連絡・調整・指示が確実に実施できる仕組みを構築
 - ・ 連絡室開設までは、各道路管理者(集結拠点)と建設業協会間で、調査・啓開に関する連絡・調整・指示
 - ・ 連絡室開設後、各道路管理者は連絡室に情報を伝達し、各道路管理者間で情報を共有化
- ・ 調査・啓開中に要救助者やご遺体を発見した場合、警察、消防と一緒に実施することが基本



1-5. 啓開作業の情報伝達の流れ

(2) 被災状況調査及び道路啓開作業時の情報共有体制の構築 【通信不通の場合】

- ・ 通信途絶の場合においても、調査・啓開作業状況を確実に共有する仕組みを構築
 - ・ 作業員は定期的な集結拠点に集合し、道路管理者への作業状況確認、作業引継ぎを実施
 - ・ 集結拠点で共有した情報は、道路管理者が専用回線等にて連絡室へ伝達
 - ・ 通信復旧後、連絡室から建設業協会に情報を伝達



1-6. 参集拠点

発災後の参集拠点

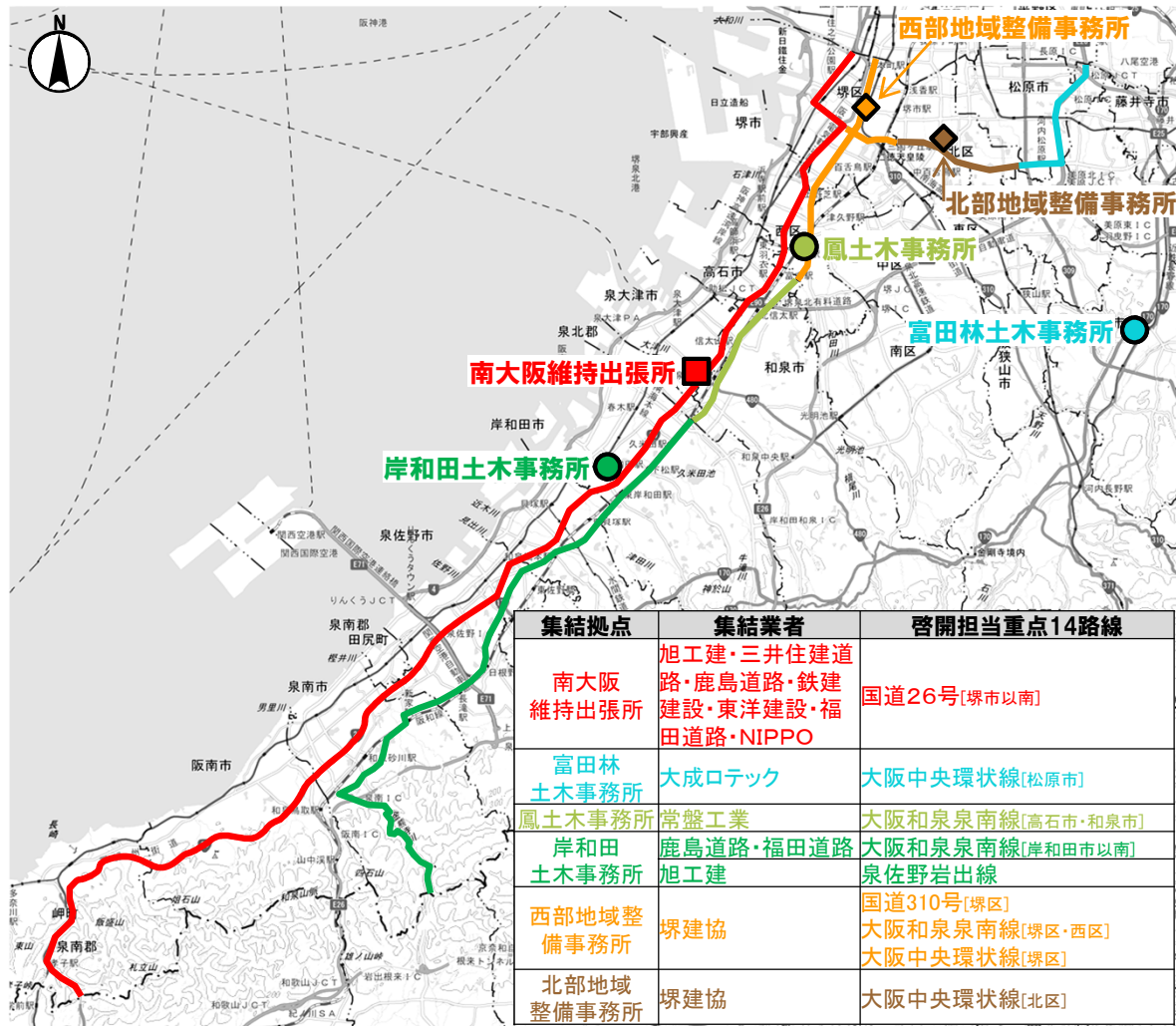
- 発災後、啓開担当業者は建設協会からの要請を受け、参集拠点到参集(通信不通の場合は、自動参集)
- 参集拠点は、最寄りの啓開担当路線の道路管理者事務所・出先機関とする

集結拠点と啓開担当業者(メイン担当のみ掲載)

集結拠点	業者	集結拠点	業者
高槻維持出張所	安積建設	枚方土木事務所	ガイアート③
	大成ロテック①		世紀東急工業④
	大林道路①		大有建設
	日本道路①		日本道路②
西大阪維持出張所	明清建設	八尾土木事務所	NIPPO②
	奥村組		佐藤渡辺②
	三井住友建設	東亜道路工業	
	森組	富田林土木事務所	大成ロテック②
	浅沼組①	鳳土木事務所	常盤工業
	竹中工務店	岸和田土木事務所	旭工建②
南海辰村建設	鹿島道路②		
佐藤渡辺①	福田道路②		
前田道路①	清水建設		
南大阪維持出張所	旭工建①	中浜工営所	西松建設②
	三井住建道路		森本組
	鹿島道路①	田島工営所	大林組
	鉄建建設	津守工営所	村本建設
	東洋建設	市岡工営所	熊谷組
	福田道路①	住之江工営所	鴻池組
北大阪維持出張所	NIPPO①	野田工営所	浅沼組②
	ハンシン建設		安藤・間
	西松建設①	十三工営所	戸田建設
	青木あすなろ		大成建設②
	銭高組		大鉄工業
	大成建設①		大豊建設
ガイアート①	長谷エコポーション		
フジタ	飛鳥建設		
池田土木事務所	世紀東急工業①	西部地域整備事務所	鹿島建設
	大林道路②		西武建設
	北川HT		前田建設工業
	世紀東急工業②		東急建設
茨木土木事務所	前田道路②	北部地域整備事務所	塚建協①
	大林道路③		塚建協②
	ガイアート②		
	昭建		
	世紀東急工業③		

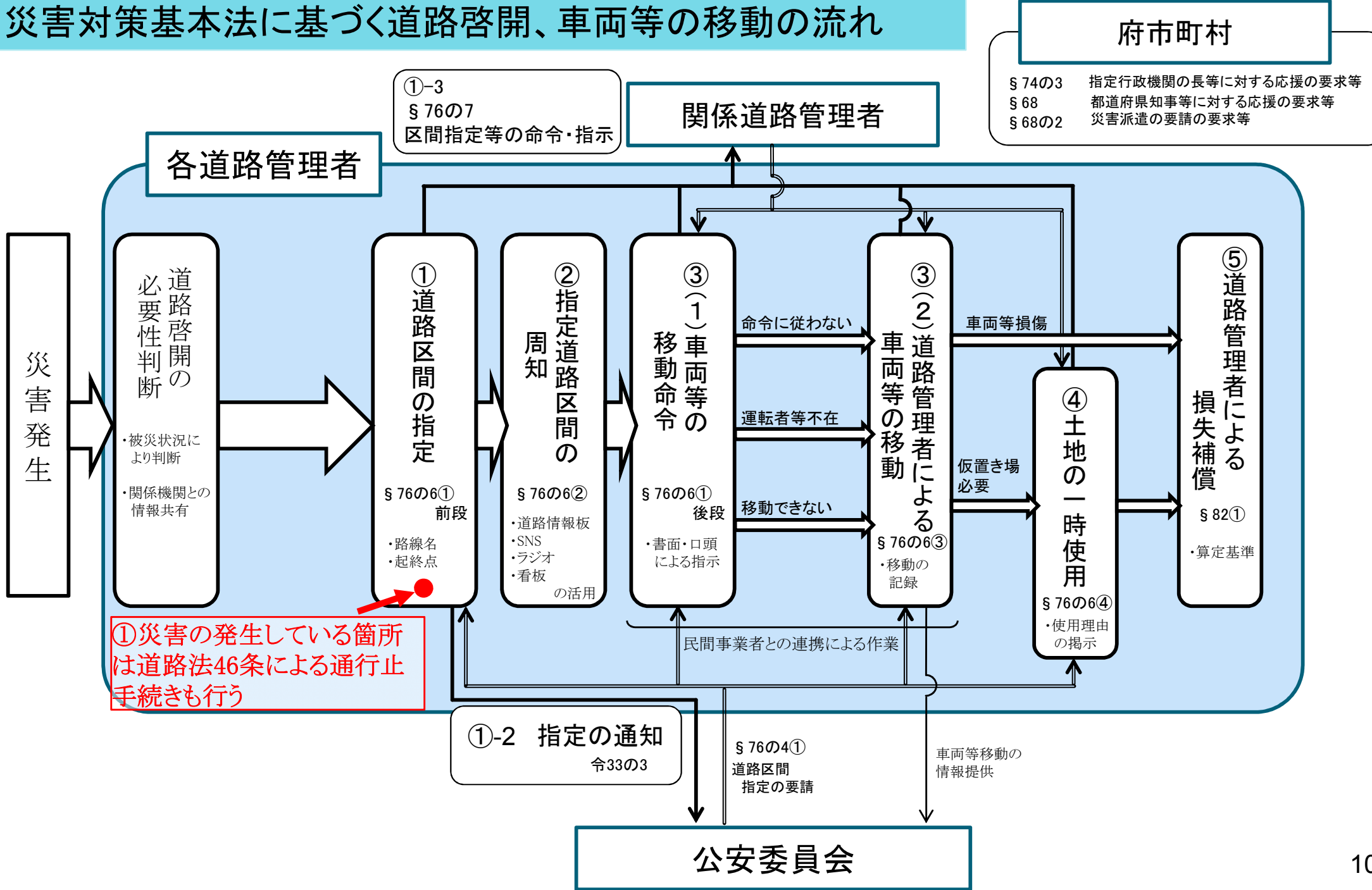
※重点14路線啓開主担当のみ掲載
 ・青字業者=大阪建設業協会所属
 ・緑字業者=堺建設業協会所属
 ・黒字業者=日本道路建設業協会所属
 丸数字は同一業者が複数拠点到分散参集

例 大阪府南部地域の集結拠点(案)



2. 災害対策基本法に基づく道路啓開、車両等の移動の流れ

災害対策基本法に基づく道路啓開、車両等の移動の流れ



2. 災害対策基本法に基づく道路啓開、車両等の移動の流れ

①道路区間指定、区間指定の命令・指示

➤ 各道路管理者は災害対策基本法第七十六条の六第1項に基づき管理する道路の「区間の指定」を行う。

災害対策基本法

① <道路区間指定・区域指定>【災対法 第七十六条の六 第1項】

第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(第三項第三号において「車両等の占有者等」という。)に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

①-3<道路区間指定等の指示>【災対法 第七十六条の七】

国土交通大臣は指定区間外の国道、都道府県道及び市町村道に関し、都道府県知事は指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

道路区間の指定		道路管理者			
		国	大阪府	指定都市 (大阪市・堺市)	市町村 (指定都市以外)
管理する道路	国道(指定区間)	○			
	国道(指定区間外) 主要地方道 府道	※	○		
	国道(指定区間外) 主要地方道 府道 市道	※		○	
	市町村道	※	※		○

注) ※・・・国・府は※印の道路の管理者に対し区間の指定・命令ができる(災対法76条の7 1項)

道路の区間を指定したときは、公安委員会に対し道路区間指定の通知する(災対法施行令33条の3)

道路区間指定・区域指定及び解除様式

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の6第1項の規定に基づき、下記の道路区間を(指定・廃止)する。

平成〇年〇月〇日

国土交通省
〇〇地方整備局長

(各区間指定の場合)

路線名	区 間		延長 (m)	備考
国道〇号	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	〇〇〇〇	新規
	〇〇町〇〇地先から	〇〇町〇〇地先まで		
国道〇号	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	〇〇〇〇	継続
	〇〇町〇〇地先から	〇〇町〇〇地先まで		
国道〇号	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	〇〇〇〇	廃止
	〇〇町〇〇地先から	〇〇町〇〇地先まで		

(区域としての指定の場合)

路線名	区 間	延長 (m)	備考
国道〇号	国道298号から東京都心に向けての区間	〇〇〇〇	新規
国道〇号		〇〇〇〇	新規

2. 災害対策基本法に基づく道路啓開、車両等の移動の流れ

①-2 公安委員会への指定の通知

➤ 災害対策基本法第七十六条の六第1項に基づき「区間の指定」を行う場合は公安委員会へ通知する。

災害対策基本法及び施行令

①-2<指定の通知>【災対法施行令 第三十三条の三】

道路管理者等は、法第七十六条の六第一項の規定により道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該公安委員会に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

施行令第33条の3において、道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならない。

道路区間の指定に緊急を要するものの、通信手段がないことで指定前に通知することが困難な場合、あらかじめ、当該都道府県公安委員会に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

なお、通知の方法については、原則として、書面で行うこととするが、緊急を要する場合においては、口頭で行うこととしても差し支えない。ただし、口頭で通知を行ったときは、事後において、速やかに書面を送付する。

道路区間指定・区域指定様式 (例: 整備局 ⇒ 公安委員会)

文 書 番 号
平成〇年〇月〇日

〇〇公安委員会 殿

国土交通省〇〇地方整備局長

災害対策基本法第76条の6第1項の
規定に基づく道路区間指定について

災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり区間指定するため、災害対策基本法施行令第33条の3の規定に基づき通知します。

記

指定道路区間：国道〇号〇〇地先～〇〇地先
指定理由：緊急通行車両の通行確保のため

担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇
電話〇〇(〇〇)〇〇〇〇

2. 災害対策基本法に基づく道路啓開、車両等の移動の流れ

①道路法46条による“通行の禁止又は制限”

- 各道路管理者は災害が発生している箇所は災害対策基本法第七十六条の六第1項に基づき管理する道路の「区間の指定」を行うと同時に“道路法46条による「通行の禁止又は制限」”を行う。

① <通行の禁止又は制限>【道路法 第四十六条】

第四六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合

<参考> 道路法における道路の種類

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 高速自動車国道
- 二 一般国道
- 三 都道府県道
- 四 市町村道

<都道府県公安委員会との調整>【道路法 第九十五条の二】

第九五条の二 道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。)に区画線(道路交通法第二条第二項の規定により同条第一項第十六号の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。)を設け、**第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるもの若しくは歩行安全改築を行い、若しくは道路上に道路の附属物である自動車駐車場を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。**

2. 災害対策基本法に基づく道路啓開、車両等の移動の流れ

②道路区域指定の周知

➤ 各道路管理者は災害対策基本法第七十六条の六第2項に基づき「指定道路区間の周知」を行う。

③<指定道路区間の周知について>【災対法 第七十六の六 第2項】
道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間(以下この項において「指定道路区間」という。)内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない

道路区間指定を行った場合は、当該指定道路区間内の道路利用者に対し、指定内容を周知する必要があるが、具体的な方法は以下のものが考えられる。

- ⇒ 道路情報板、SNS(ツイッター、フェイスブック等)による情報提供
- ⇒ 日本道路交通情報センター(ラジオ等)を利用した情報提供
- ⇒ 当該指定道路区間に立て看板を掲出
- ⇒ ホームページ、記者発表 等

道路情報板の文例

<文案例>

例1) 国道〇〇号〇〇～〇〇間 放置車両移動作業中。

例2) 国道〇〇号〇〇～〇〇間 緊急車両の通行確保のため放置車両移動中。

記者発表の例

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成〇〇年〇月〇日
国土交通省〇〇地方整備局

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、国道〇号〇〇～〇〇間を区間指定し、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します

〇〇災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の道路区間を指定します。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

路線名	指定する道路区間
国道〇号	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇
国道〇号	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇
国道〇号	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇
国道〇号	〇〇県〇〇市内の全区間

(問い合わせ先)
国土交通省〇〇地方整備局〇〇国道事務所 〇〇、〇〇
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

SNSの例(ツイッター)

近畿地方整備局 道路部
@mit_kinki_road

緊急車両の通行を確保するため、8号福井県あわら市牛ノ谷地先～福井県福井市和田2丁目地先間の通行止め区間を延伸し、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します。

■区間
あわら市牛ノ谷地先～福井市和田2丁目地先(約2.4km)

21:06 - 2018年2月6日

立て看板の例



2018年福井豪雪時の事例

2. 災害対策基本法に基づく道路啓開、車両等の移動の流れ

③ 車両等の移動

③(1) 路上車両の撤去<車両等移動命令>

災対法【第七十六条の六 第1項】

(略)

当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(第三項第三号において「車両等の占有者等」という。)に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- ・道路啓開作業の支障となる車両の運転者等に対して、道路管理者の職員等は、災対法に基づく措置であることを説明した上で、車両等の移動先を指示し、車両等を移動させるものとする。
- ・数多くの運転者等に同時に命令を伝える必要がある場合には、拡声器等で各運転者に同時に聞こえるようにするとともに、自治体が用意した運転者向け避難所で呼びかける等の工夫を行うことが必要である。
- ・なお、書面の提示により命令することのほか、口頭での命令も可能であり、現場の状況に応じて適宜判断する。

車両移動命令を行う際の発言例

- ・〇〇(道路管理者名)の〇〇です。
(〇〇(道路管理者名)から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。)
- ・この道路は、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。
- ・緊急通行車両の通行のため、速やかに指定道路区間以外に移動するか車両を左側路肩に移動して下さい。
- ・移動を行わない場合は、当方により移動を行いますので、車両から離れて下さい。

車両移動命令文章の例

平成〇年〇月〇日

運転者各位

国土交通省〇〇地方整備局長

災害対策基本法第76条の6第1項の
規定に基づく移動命令について

この道路は、災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の通り、緊急車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。

緊急車両の通行のため、速やかに指定道路区間以外に移動するか車両を左側に移動してください。

記

指定理由：緊急通行車両の通行確保のため
指定道路区間：〇〇～〇〇

担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇
電話〇〇(〇〇)〇〇〇〇

2. 災害対策基本法に基づく道路啓開、車両等の移動の流れ

③ 車両等の移動

③(2) 路上車両の撤去＜管理者による移動＞

災対法【第七十六条の六 第3項】

3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

- 一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
- 二 道路管理者等が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
- 三 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

① 一のケースで、運転者等に車両等の移動を行う旨を文書にて通知を行う場合の様式例

② 車両等の移動記録について

・道路管理者が自ら車両等を移動する場合には、移動後のトラブルを回避するため、移動の前後の状態を写真等により確実に記録するものとする。移動が必要な車両等が多数存在し、記録に時間を要し作業に支障に及ぼす場合等は、重機のキャビンに取り付けたビデオ等で車両移動作業等を記録する等、効率的な方法にて行うものとする。

③ 移動した車両等に移動理由、移動した道路管理者名を掲示する。

・なお、一定距離以上(原則として50メートル以上)車両等を移動させた場合または道路外へ移動した場合は、道路の縁石や防護柵、視線誘導標等にも掲示するものとする。

①

〇〇災害に伴う車両の移動について

- ・緊急通行車両の通行を確保するため、車両の移動が必要です。
- ・当方より移動を行いますので、車両から離れて下さい。

国土交通省 〇〇地方整備局長

問い合わせ先
国土交通省 〇〇国道事務所 〇〇課
電話番号: 〇〇-〇〇〇

③

〇〇災害に伴う車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時: 〇月〇日 〇〇時
移動先: 〇〇〇〇
移動車両: 車名、ナンバー

国土交通省 〇〇地方整備局長

問い合わせ先
国土交通省 〇〇国道事務所 〇〇課
電話番号: 〇〇-〇〇〇

②

車両移動記録票	
措置実施場所	国道〇〇号〇〇区〇〇町〇丁目地先
対象車両	車名、ナンバー
運転手の有無	不在
移動日時	〇月〇日〇時
移動内容	道路内路肩に移動、沿線民地に移動、一時保管場所(〇〇)に移動(使用重機:除雪ドーザ)
破損状況 (破損の有無)	前部 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 : ●●
	後部 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 : 後方バンパーへこみ
	左側面 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 : ●●
	右側面 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 : ●●
その他	作業者(〇〇建設)
状況写真	
移動前	※前部、後部、左側面、右側面は、写真により撮影すること。 また、事前に傷や破損した箇所がある場合は、追加で撮影しておくこと。
移動後	※移動前と同じ方向より撮影すること。 事前に傷や破損した箇所がある場合は、追加で撮影しておくこと。 また、移動時に傷や破損した箇所がある場合は、追加で撮影しておくこと。
記入者 〇〇国道事務所 〇〇〇〇	

2. 災害対策基本法に基づく道路啓開、車両等の移動の流れ

④車両等の移動のために必要な土地の一時使用

⑤<道路管理者による車両等の移動>【災対法 第七十六条の六 第4項】

4 道路管理者等は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

・道路管理者は、車両の移動命令及び車両の移動の措置をとるため、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとした。

・この場合において、道路管理者は、周辺の公用地の有無を確認するとともに、一時使用をしようとする土地の状況等に鑑みて、私人の財産の毀損、周辺環境への影響等、当該土地の一時使用による損失や影響が最小限となるよう、使用する土地を選択し、その使用期間についても、できるだけ短期間とすべきこととなる。

・その際、土地の所有者が容易に見つからないなどにより同意等なく土地を使用する場合には使用理由を掲示しておくこと、また、土地の一時使用等により私人の財産の侵害となった場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、土地の使用や障害物の処分の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努める。

土地の一時使用にかかる様式

〇〇災害に伴う土地の一次的使用について

緊急通行車両の通行を確保するための放置車両の移動に伴い、災害対策基本法76条の6第1項の規定に基づき、この土地を一時的に使用しております。

記

利用開始時：〇月〇日 〇〇時
 利用目的：放置車両の保管

国土交通省 〇〇地方整備局長

問い合わせ先
 国土交通省 〇〇国道事務所 〇〇課
 電話番号：〇〇-〇〇〇

土地の一時使用記録票	
措置実施場所	国道〇〇号〇〇区〇〇町〇丁目〇地先
使用開始日時	〇月〇日〇時
使用目的	〇〇災害における移動車両の置き
土地所有者（権利者）	調査中
現在の用途	貯木場跡
作業実施者	〇〇建設
連絡先	国土交通省〇〇国道事務所 TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
状況写真	
使用前	
使用后	
記入者	〇〇建設（株） 〇〇〇〇



写真：東日本大震災における被災車両等の仮置き場の例（震災伝承館HPより）
 ※被災した車両約71,000台を仮置き場に移動（平成26年8月11日現在）

2. 災害対策基本法に基づく道路啓開、車両等の移動の流れ

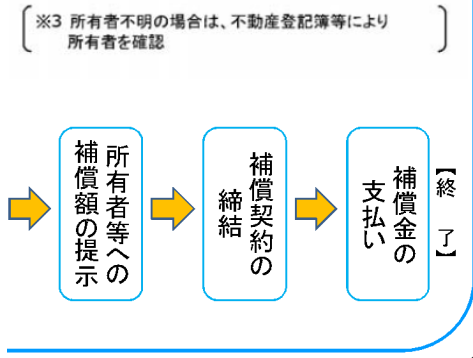
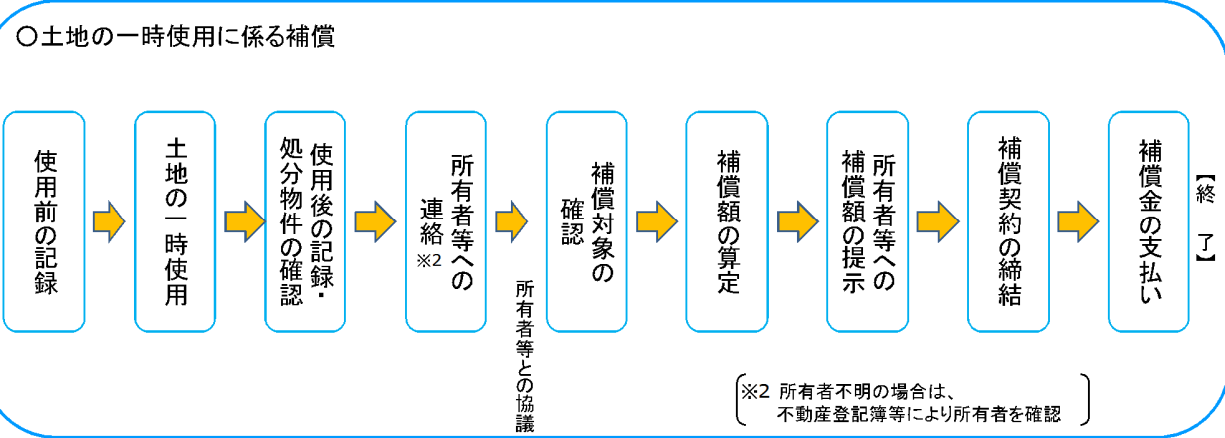
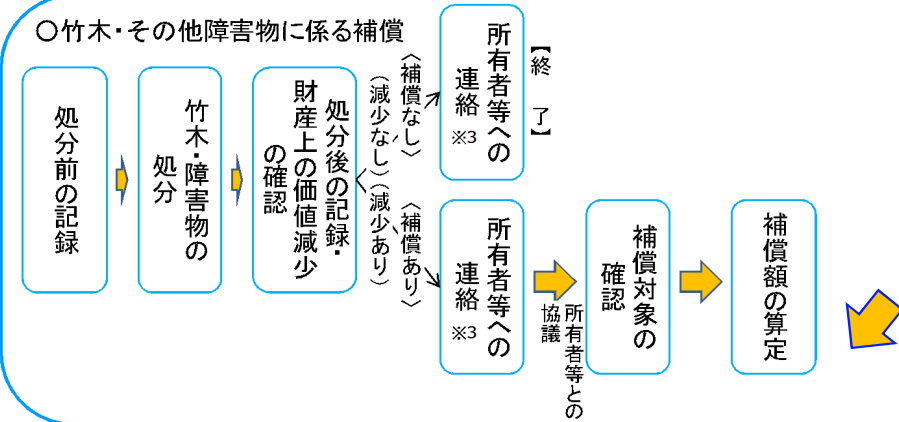
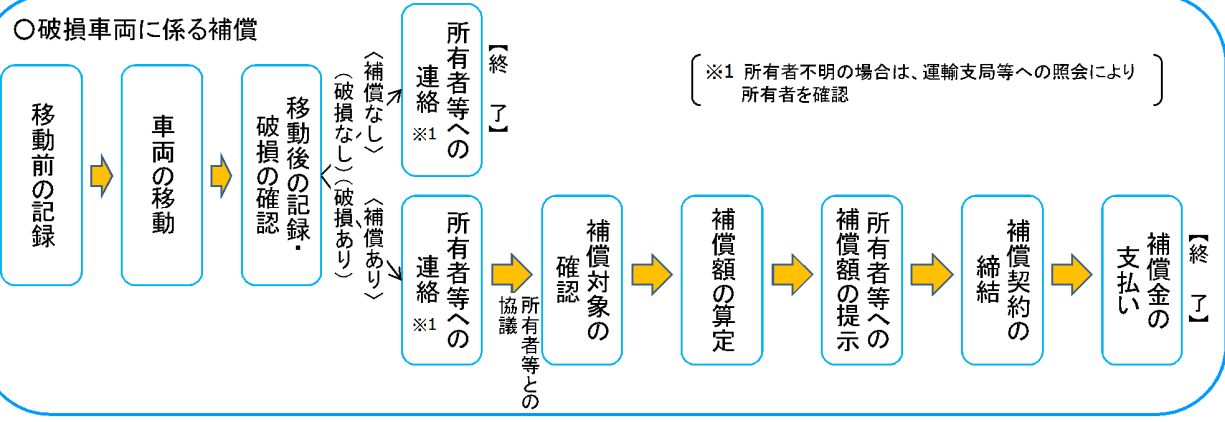
⑤ 損失補償

(損失補償等)【災対法 第八十二条】
(略)

第七十六条の六第三項後段若しくは第四項又は第七十八条第一項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない

損失補償について(法第82条関係)

車両の移動等や、土地の一時使用などの措置により生じた損失に対する補償である。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために割ったガラスの修理代、また、擦り傷やバンパーのへこみ、車両の変形の修理代など、車両の移動等に際し生じた損失の修理に要する費用を想定される。



3. 災害対策基本法に基づく道路啓開、その他の対応

放置車両以外の障害物の対応

(1) 貴重品等

- 道路啓開作業中に貴重品等を発見した場合は警察に届ける。

手順

作業中発見した拾得物は場所、時間等を記録しておき、1日分の取得物をまとめて、最寄りの警察署または交番に提出する。

なお現場で拾得した貴重品は、金額等の多少に関わらず、発見したもの全てを遺失物として扱うことを基本とする。

3. 災害対策基本法に基づく道路啓開、その他の対応

放置車両以外の障害物の対応

(2) 危険物(ガスを含む)

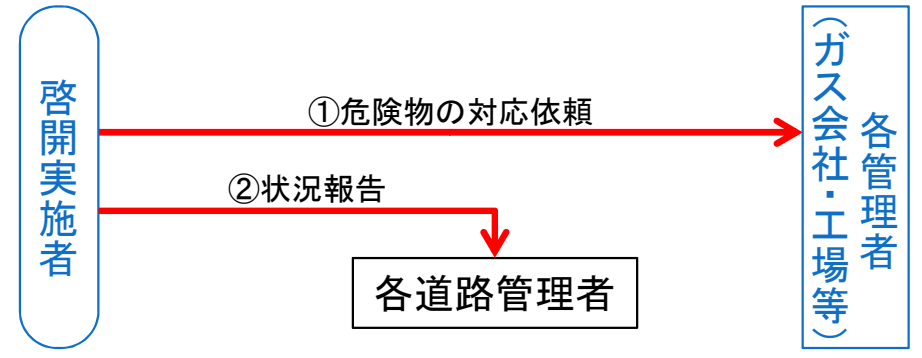
- 啓開実施者は、がれき内に爆発性・引火性の物体がまぎれている可能性があり、爆発や有毒ガス発生のおそれもあるため、撤去にあたっては慎重に作業を行う。
- 道路啓開作業時に異臭(刺激臭、芳香臭等)を感じた場合には直ちに作業を中断、隔離距離をとり、異臭元となる管理者もしくは各消防(局)本部に連絡を行う。

手順

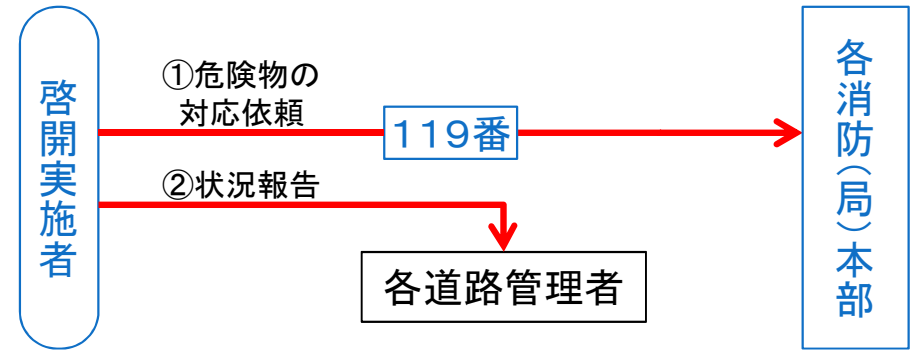
- ① 異臭の原因である管理者が分かる場合は各管理者へ、分からない場合は各消防(局)本部に連絡をする。
- ② 各道路管理者へ状況報告を行う。
- ③ 各管理者および各消防(局)本部が現場に駆けつけるまで、離れて通行規制を行う。
- ④ 安全性が確認されて、問題ないことが判明した段階で作業を再開する。

ガスに関しては危険が伴うことから異臭を感じたら直ちに処理要請を行うことを基本とする。

【異臭の原因である管理者が分かる場合】



【異臭の原因である管理者が分からない場合】



3. 災害対策基本法に基づく道路啓開、その他の対応

放置車両以外の障害物の対応

(3) 地下埋設物(水道施設・下水道施設)

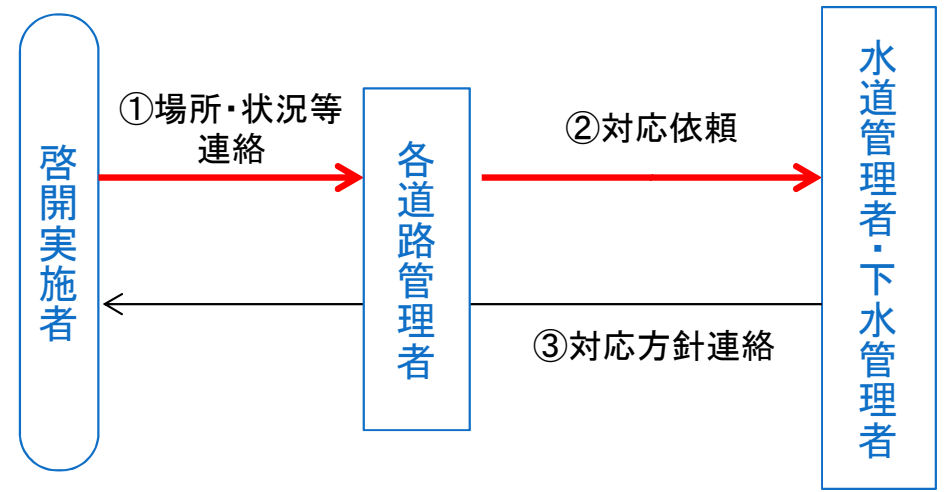
➤ 道路啓開作業中に水道施設・下水道施設の異常を発見した際には、各道路管理者へ連絡する。道路管理者はライフライン事業者(広域水道企業団・各市町村)への連絡を行う。

手順

- 各道路管理者に連絡して、異常箇所と状況を伝える。各道路管理者は占用台帳等を確認し、占用物件の管理者へ対応依頼をする。

想定される異常としては、水の漏水、道路路面の陥没、液状化によるマンホールの突出である。

- 水の漏水 : 大阪府広域水道企業団・水道局、各市町村が現場措置。
- 道路路面の陥没 : 立ち入らないようにバリケード等で囲む。
- マンホールの突出 : バリケード等で囲む、土のう等で段差解消



3. 災害対策基本法に基づく道路啓開、その他の対応

放置車両以外の障害物の対応

(4) 電柱及び電線、通信線

➤ 緊急交通路状に電柱の倒壊や折損、傾斜により啓開出来ない区間がある場合は、各道路管理者へ連絡する。

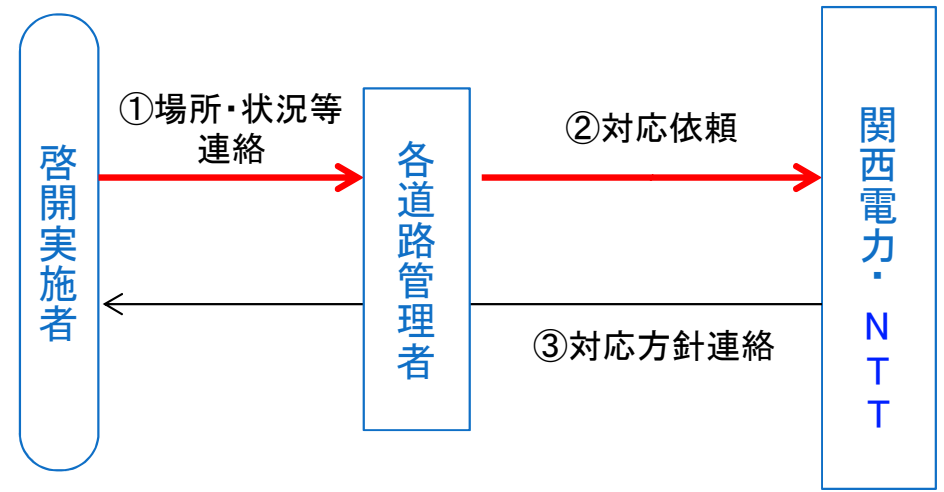
手順

- 各道路管理者に連絡して、異常箇所、状況を伝える。各道路管理者は占有物件台帳等確認し、関西電力配電営業所、NTT113番へ連絡する。
- 各道路管理者は関西電力、NTTからの対応方針を各啓開業者へ連絡する。

○電力線
電線が切れていても、通電している場合があり、危険な為触らず道路管理者へ連絡する。

○通信線
垂れ下がっていても通信線として機能している場合がある為触らず道路管理者へ連絡する。

どちらにしても、電柱倒壊、線の垂れ下がり等により啓開出来ない区間がある場合は、道路管理者へ連絡する。



5. 啓開担当業者の担当区間

拠点までのアクセスルートの啓開担当区間の設定

- 建設業協会の協力を得て、啓開担当区間の設定を完了(計49者)
- 重点14路線啓開後、引き続き拠点までのアクセスルートを啓開
- アクセスルートの啓開は、アクセスルートに近接する重点14路線の啓開担当業者が基本的に担当

拠点までのアクセスルート啓開担当業者

拠点	拠点分類	アクセスルート啓開担当業者	所属	拠点	拠点分類	アクセスルート啓開担当業者	所属
1 堺泉北港堺2区	基幹広域防災拠点	NIPPO	道	22 大阪大学医学部附属病院	地域災害拠点病院	昭建	道
2 大阪北部	広域防災拠点	世紀東急工業	道	23 大阪府三島救命救急センター	地域災害拠点病院	(重点14路線沿い)	—
3 大阪中部(八尾空港周辺)	広域防災拠点	大阪市域 浅沼組	大	24 大阪医科大学附属病院	地域災害拠点病院	大成ロテック	道
		大阪市外 佐藤渡辺	道	25 関西医科大学附属病院	地域災害拠点病院	日本道路	道
4 大阪南部(りんくうタウン)	広域防災拠点	旭工建	道	26 関西医科大学総合医療センター	地域災害拠点病院	大林道路	道
5 日本万国博覧会記念公園	後方支援活動拠点	世紀東急工業	道	27 大阪府立中河内救命救急センター	地域災害拠点病院	(重点14路線沿い)	—
6 服部緑地	後方支援活動拠点	東亜道路工業	道	28 市立東大阪医療センター	地域災害拠点病院	(重点14路線沿い)	—
7 大阪城公園	後方支援活動拠点	大林組	大	29 近畿大学医学部附属病院	地域災害拠点病院	常盤工業	道
8 鶴見緑地	後方支援活動拠点	大阪市域 清水建設	大	30 堺市立総合医療センター	地域災害拠点病院	堺建協	堺
		大阪市外 戸田道路	道	31 りんくう総合医療センター	地域災害拠点病院	旭工建	道
9 長居公園	後方支援活動拠点	鴻池組	大	32 大阪警察病院	地域災害拠点病院	奥村組	大
10 寝屋川公園	後方支援活動拠点	大林道路	道	33 多根総合病院	地域災害拠点病院	西側ルート 長谷エコーホレーション	大
11 久宝寺緑地	後方支援活動拠点	佐藤渡辺	道			東側ルート 安藤・間	大
12 山田池公園	後方支援活動拠点	日本道路	道	34 岸和田徳洲会病院	地域災害拠点病院	福田道路	道
13 大泉緑地	後方支援活動拠点	(重点14路線沿い)	—	35 大阪国際がんセンター	特定診療災害医療センター	大林組	大
14 錦織公園	後方支援活動拠点	常盤工業	道	36 大阪精神医療センター	特定診療災害医療センター	日本道路	道
15 蜻蛉池公園	後方支援活動拠点	鹿島道路	道	37 大阪はびきの医療センター	特定診療災害医療センター	前田道路	道
16 急性期・総合医療センター	基幹災害拠点病院	(重点14路線沿い)	—	38 大阪母子医療センター	特定診療災害医療センター	堺建協	堺
17 大阪市立総合医療センター	地域災害拠点病院	戸田建設	大	39 出光岸和田油槽所	製油所・油槽所	大成ロテック	道
18 大阪医療センター	地域災害拠点病院	大林組	大	40 大阪国際石油精製大阪製油所	製油所・油槽所	三井住建道路	道
19 大阪赤十字病院	地域災害拠点病院	熊谷組	大	41 JXTG大阪油槽所	製油所・油槽所	NIPPO	道
20 大阪市立大学医学部附属病院	地域災害拠点病院	森本組	大	42 JXTG堺製油所	製油所・油槽所	堺建協	堺
21 済生会千里病院	地域災害拠点病院	昭建	道	43 コスモ堺製油所	製油所・油槽所	堺建協	堺

6. 啓開担当業者の保有資機材

保有資機材

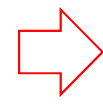
➤ 道路啓開担当業者の保有資機材を調査。結果をもとに必要資機材の過不足を整理した。

必要資機材の調査結果

必要資機材(目標時間内の路線は1パーティー、目標時間以上の路線は2パーティー作業として算出)																					
土嚢袋(袋)				敷鉄板(枚)				土砂(m3)				パトロール車(台)				ダンプトラック(台)					
必要数	保有数	過不足	保有率	必要数	保有数	過不足	保有率	必要数	保有数	過不足	保有率	必要数	保有数	過不足	保有率	必要数	保有数	過不足	保有率		
合計	26900	11520	-15380	42.8%	1924	4	-1920	0.2%	538.0	4740	4202	881.0%	379	10	-369	2.6%	277	54	-223	19.5%	

必要資機材(目標時間内の路線は1パーティー、目標時間以上の路線は2パーティー作業として算出)																					
ユニック車(台)				バックホウ(台)				ブルドーザ(台)				大型レッカー車(台)				ホイールローダ(台)					
必要数	保有数	過不足	保有率	必要数	保有数	過不足	保有率	必要数	保有数	過不足	保有率	必要数	保有数	過不足	保有率	必要数	保有数	過不足	保有率		
合計	203	2	-201	1.0%	101	22	-79	21.8%	101	1	-100	1.0%	102	0	-102	0.0%	102	23	-79	22.5%	

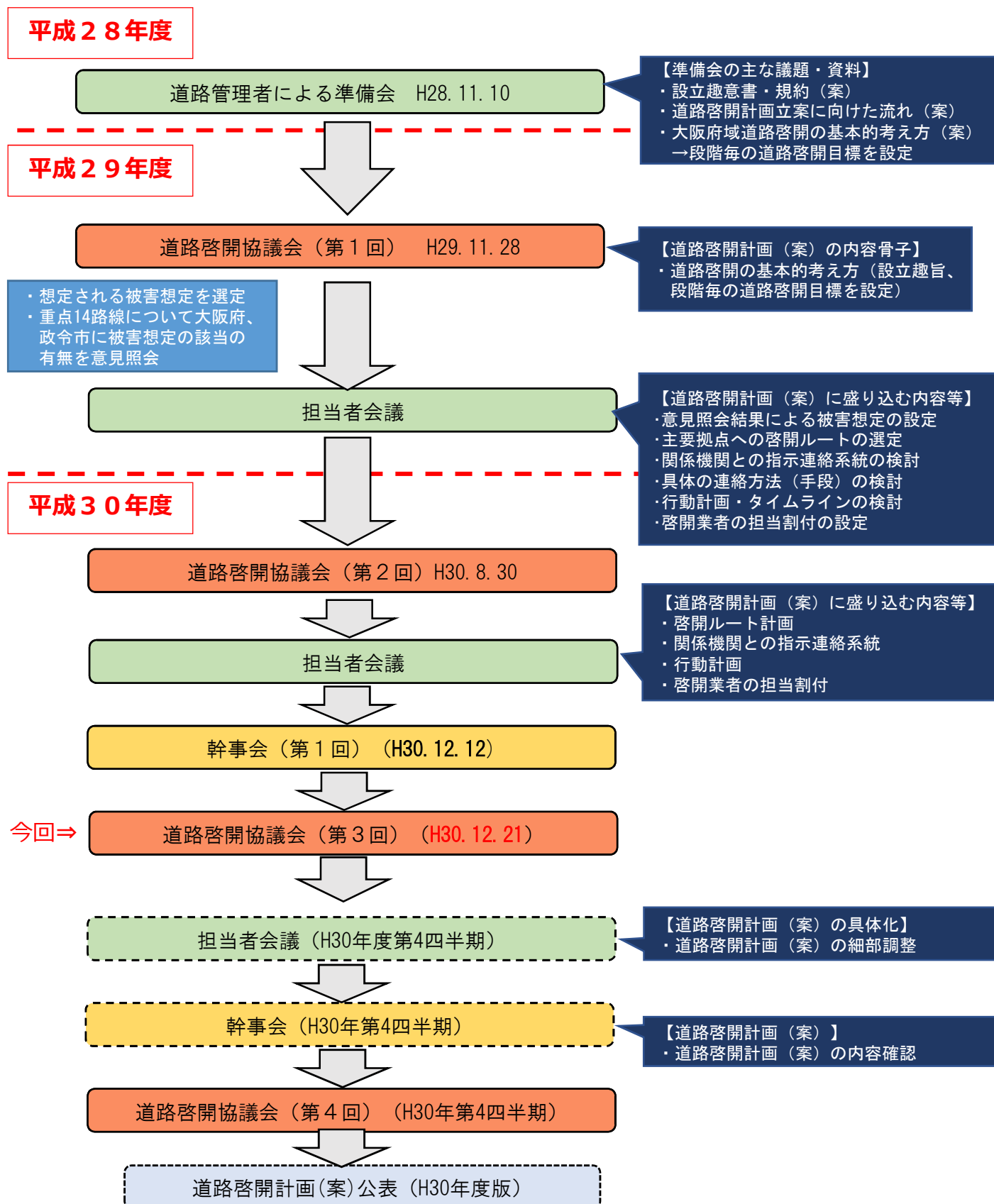
現状
 ・啓開作業に必要な資機材が全体的に不足する。



今後の対応
 ・不足する必要資機材・人員について受援体制の構築を図る。

※保有数にはリースによる調達数は含んでいない
 ※必要資機材量は重点14路線、拠点へのアクセルルートへの対応分であり、NEXCO及び阪神高速管理路線の必要資機材は入っていない。

～道路啓開計画立案に向けた今後の流れ(案)～



注：詳細は今後要調整（担当者会議により、議題の優先度等詰めていくものとする）

「大阪府域道路啓開協議会」設立趣意書

平成 23 年 3 月、太平洋三陸沖を震源とする東日本大震災が発生し、震度 7 にも及ぶ地震動に加え想定を超えた津波により、東日本一帯が甚大な被害となった。また、平成 28 年 4 月には、熊本、大分を震源とする内陸型地震が発生し、震度 7 を 2 回観測されるなど甚大な被害となった。

これらの被害と教訓を踏まえ、大阪府内においては、国、府及び各市町村をはじめとする行政機関及び関係業団体等が連携・協力して大地震を想定した対策を推進しているところである。

このような大規模災害時の状況下においては、救助・救援活動に必要な道路の通行の確保と迅速な情報共有が重要である。東日本大震災では、道路管理者、自衛隊、警察、県市町村の関係機関、建設会社等それぞれの連携により、早期に道路啓開を完了し、救助・救援活動に大きく貢献した。

こうした状況から、大規模な道路災害に対して、関係行政機関及び関係業団体等の連携・協力により、道路啓開を強力かつ着実に推進することを目的に、道路法第 28 条の 2 に基づき「大阪府域道路啓開協議会」を設置するものである。

「大阪府域道路啓開協議会」規約

(名称)

第1条 道路法(昭和27年法律第180号)第28条の2の規定に基づき、「大阪府域道路啓開協議会」(以下、「協議会」という。)を組織する。

(目的)

第2条 協議会は、大規模な道路災害に対する広域緊急交通路(重点14路線)並びにそれらに接続する一般国道、府道及び市町村道その他道路(以下、「啓開道路」という。)の道路啓開を迅速に実施するための道路啓開計画及び行動指針の策定並びにその実施に関し必要な事項を協議することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 道路啓開が想定される路線の優先順位の設定及びその方策並びに実施に関すること
- (2) 道路啓開における関係行政機関・関係業団体等の役割分担及び行動スケジュール計画並びに情報収集・共有に関すること
- (3) 道路啓開計画及び行動指針の関係地域への周知等情報提供に関すること
- (4) その他前条に目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別紙に掲げる者(以下、「構成員」という。)をもって組織する。

- 2 協議会には会長、副会長を置くものとし、会長は近畿地方整備局道路部長を、副会長は大阪府都市整備部長をもって充てる。
- 3 会長は、本会議を代表し会務を総理する。
- 4 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の本会議は、会長が招集する。

- 2 構成員は、その指名した者を代理として会議に出席させることができるものとする。
- 3 会長は、必要に応じ構成員以外の者の本会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 協議会には、幹事会を設置することができるものとする。

- 2 幹事会は、協議会の円滑な運営の補助を目的とするものとする。
- 3 幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 協議会の事務局は国土交通省近畿地方整備局道路部道路管理課、国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所管理第二課、大阪府都市整備部交通道路室道路環境課、大阪市建設局企画部工務課及び堺市建設局土木部土木監理課に置くものとする。

3 会長は、必要に応じ事務局に会議を開催させることができる。

(規約の改正その他)

第8条 本規約の改正等は、会長が協議会に諮って行うものとする。

2 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が協議会に諮って定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年11月28日から施行する。

大阪府域道路啓開協議会 名簿

(順不同)

機関名	役職	備考
近畿地方整備局 道路部	道路部長	会長
近畿地方整備局 港湾空港部	港湾空港部長	
大阪府	都市整備部長	副会長
大阪市	建設局長	
堺市	建設局長	
西日本高速道路(株) 関西支社	保全サービス事業部長	
阪神高速道路(株)	保全交通部長	
陸上自衛隊 第三師団司令部	第3部長	
大阪府警察本部 交通部	交通規制課長	
(一社)日本建設業連合会 関西支部	土木工事技術委員会委員長	
(一社)大阪建設業協会	総合企画委員会委員長	
(一社)日本道路建設業協会 関西支部	災害対策委員会委員長	
関西電力(株)	チーフマネジャー	
西日本電信電話(株) 大阪支店	設備部長	

大阪府域道路啓開協議会

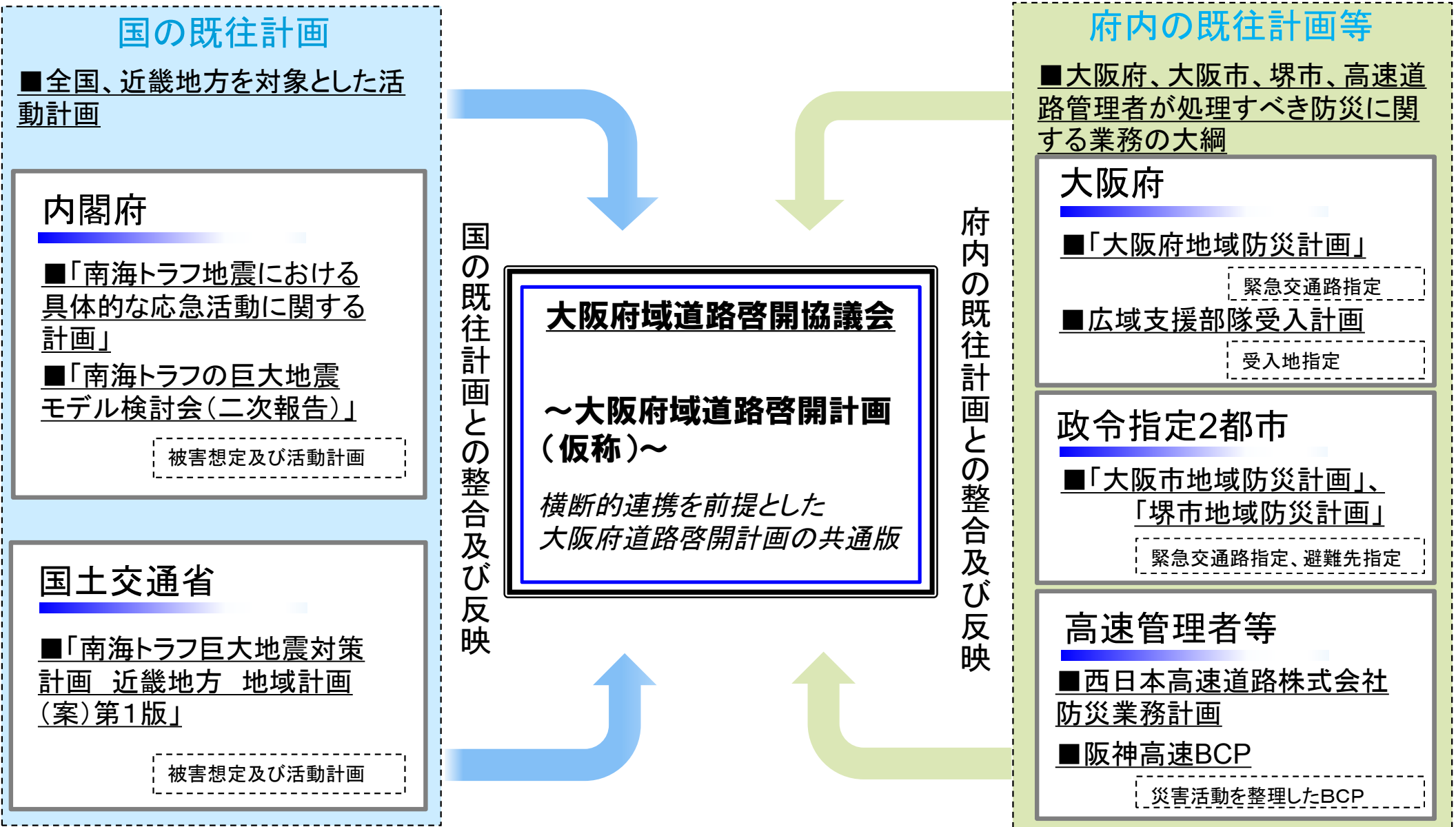
1. 前提条件
 2. 第2回協議会までの承認事項
-

平成30年12月

大阪府域道路啓開協議会

1. 前提条件（既往計画との整合）

関連既往計画との整合に留意しつつ、各管理者の横断的な協働・連携を前提とした道路啓開計画策定に向けた検討の場とする。



1. 前提条件(取り組む順序)

- ・発生確率が高い「**海溝型地震(南海トラフ)**」を優先し、啓開計画策定に取り組む(赤枠)。
- ・その後、「直下型地震(上町断層帯等)」についても計画を作成する。

想定される巨大地震 (次ページ参照)

発生確率の高い海溝型地震を優先

海溝型地震(30年内発生確率70~80%※)
(南海トラフ地震)

直下型地震(30年内発生確率2~3%※)
(上町断層帯)

道路啓開の基本的考え方

啓開ルート(進出ルート)選定

関係機関の連携体制・方法

行動計画(ルート毎)

道路啓開計画作成

直下型地震(上町断層帯等)の計画策定
については、海溝型地震(南海トラフ)の
計画策定後、今協議会で引き続き行う。

※ 地震発生確率値の留意点

想定した次の地震が起きないかぎり、年数経過とともに地震発生確率値は増加していきます。
(過去の活動記録が不明なため、年数経過によらず地震発生確率値が変わらない統計処理を行っている場合もあります)

過去の地震活動の時期や発生間隔は、幅を持って推定せざるを得ない場合が多いため、地震発生確率値は不確定さを含んでいます。また、新たな知見が得られた場合には、地震発生確率値は変わることがあります。

活断層で起きる地震は、発生間隔が数千年程度と長いため、30年程度の間の地震発生確率値は大きな値とはなりません。例えば、兵庫県南部地震の発生直前の確率値を求めてみると0.02~8%でした。地震発生確率値が小さいように見えても、決して地震が発生しないことを意味してはいません。

出典)地震調査研究推進本部ホームページ

【参考】近畿地方にて想定される巨大地震の発生確率

■海溝型地震の長期評価の概要(算定基準日:H30.1.1)

※発生確率の高い海溝型地震を優先し計画策定

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率(※1)			地震後経過率	平均発生間隔(上段) 最新発生時期(下段)
		10年以内	30年以内	50年以内		
南海トラフ	8.0~9.0クラス	30%程度	70%~80%	90%程度 もしくはそれ以上	0.82	次回までの標準的な値(※2)88.2年 72.0年前

※1: 基準日を元に更新過程を適用。

※2: 過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていないため、平成25年5月に公表した長期評価(第二版)では、前回の長期評価を踏襲し時間予測モデルを採用した。前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔は、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた。また、地震の発生間隔の確率分布はBPT(Brownian Passage Time)分布に従うと仮定して計算を行った。

■大阪府域に位置する主要活断層帯の長期評価の概要(算定基準日:H30.1.1)

※海溝型地震の計画策定後、引き続き計画策定

断層帯名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率(※1)			地震後経過率(※2)	平均発生間隔(上段) 最新発生時期(下段)
		30年以内	50年以内	100年以内		
有馬-高槻断層帯	7.5程度 (7.5±0.5)	ほぼ0%~0.03%	ほぼ0%~0.08%	ほぼ0%~0.4%	0.2-0.4	1,000年~2,000年 1596年慶長伏見地震
生駒断層帯	7.0~7.5程度	ほぼ0%~0.2%	ほぼ0%~0.3%	ほぼ0%~0.6%	0.2-0.5	3,000年~6,000年 400年頃以後~1,000年頃以前
三峠・京都西山断層帯 (上林川断層)	7.2程度	不明(※3)	不明(※3)	不明(※3)	不明(※3)	不明 不明
三峠・京都西山断層帯 (三峠断層)(※4)	7.2程度	0.4%~0.6%	0.7%~1%	1%~2%	不明	5,000年~7,000年程度 3世紀以前
三峠・京都西山断層帯 (京都西山断層帯)	7.5程度	ほぼ0%~0.8%	ほぼ0%~1%	ほぼ0%~3%	0.3-0.7	約3,500年~5,600年 約2,400年前~2世紀
六甲・淡路断層帯 (主部/六甲山地南縁-淡路島東岸区間)	7.9程度	ほぼ0%~1%	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~6%	0.1-0.6	900年~2,800年程度 16世紀
六甲・淡路断層帯 (主部/淡路島請願区間)	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.009-0.01	1,800年~2,500年程度 1995年兵庫県南部地震
六甲・淡路断層帯 (先山断層帯)	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.04-0.2	5,000年~10,000年程度 11世紀~17世紀初頭
上町断層帯	7.5程度	2%~3%	3%~5%	6%~10%	1.1-2より大	8,000年程度 約28,000~約9,000年前
大阪湾断層帯	7.5程度	0.004%以下	0.008%以下	0.02%以下	0.4以下	約3,000年~7,000年 9世紀以降

※1: 確率値は有効数字1桁で記述している。ただし、30年確率が10%台の場合は2桁で記述する。また「ほぼ0%」とあるのは、 10^{-3} %未満の確率値を表す。

※2: 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。値は0.1単位で記述し、0.1未満の場合は有効数字1桁で記述している。また「ほぼ0」とあるのは、 10^{-3} 未満の値を表す。

※3: 平均活動間隔が判明していない等の理由より、地震発生確率及び地震後経過率を求めることができない。

※4: 最新活動の時期が特定できていないため、通常の活断層評価で用いている計算方法(地震の発生確率が時間とともに変動するモデル:BPT分布モデル)ではなく、地震発生確率が時間的に不変とした考え方(ポアソン過程)により長期確率を求めている。同じ理由から、地震後経過率も求められない。

1. 前提条件(南海トラフ地震の概要)

南海トラフ地震の概要(想定地震と規模)

●大阪府内で震度5～6強の強い揺れが発生。(出典:大阪府 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会)

●地震発生から約110分で5mの津波が大阪市に到達。

(出典:内閣府 中央防災会議防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ)

1) 想定地震

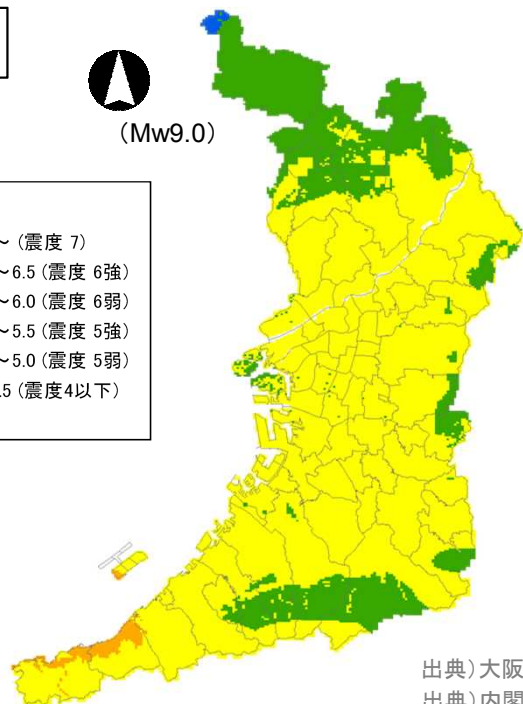
想定地震モデル	①3連動地震 中央防災会議 (H15)	②南海トラフ巨大地震	
		内閣府(H24)	大阪府(H25)
地震の規模 (モーメントマグニチュード)	Mw8.7	Mw9.1	Mw9.0
震源断層の位置	南海トラフ (静岡県～高知県)	南海トラフ (静岡県～宮崎県)	南海トラフ (静岡県～宮崎県)

出典)内閣府:東南海、南海地震等に関する専門調査会「東南海、南海地震に関する報告」(H15.12)
内閣府:南海トラフの巨大地震モデル検討会「第二次報告」(H24.8)
大阪府:第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会(H25.8.8)

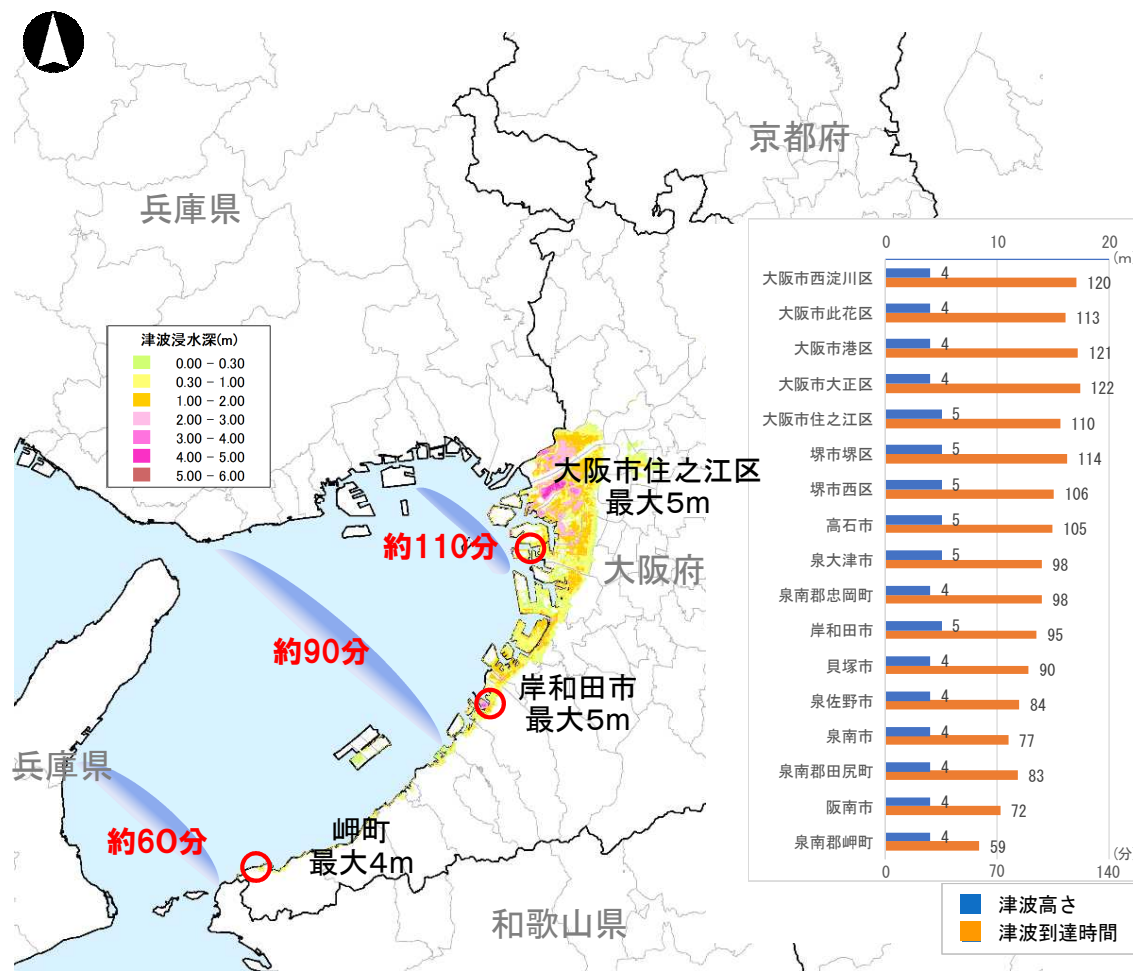
2) 震度分布

震度階級

- 計測震度6.5～(震度7)
- 計測震度6.0～6.5(震度6強)
- 計測震度5.5～6.0(震度6弱)
- 計測震度5.0～5.5(震度5強)
- 計測震度4.5～5.0(震度5弱)
- 計測震度～4.5(震度4以下)



3) 津波高さ、津波到達時間、津波浸水想定



出典)大阪府:第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会(H25.8.8)

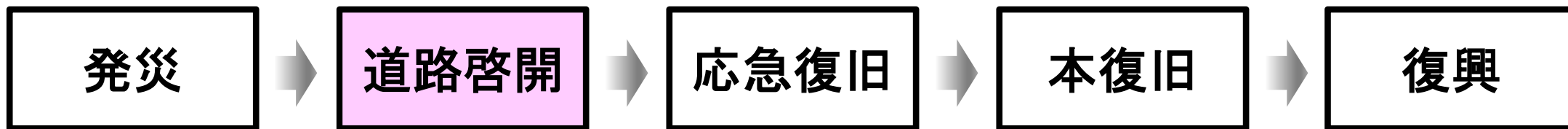
出典)内閣府 中央防災会議防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ(H24.8)

1. 前提条件(道路啓開の基本的考え方)

3. 1 道路啓開とは

緊急車両等の通行のため、1車線でも、とにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることをいう。

大規模災害では、応急復旧の前に救援ルートを確保する道路啓開が必要となる。



道路啓開の位置づけ～発災から復興までのフロー

出典)国土交通省ホームページ



被災状況



道路啓開後

東日本大震災における道路啓開 (国道45号岩手県宮古市田老地区)

出典)国土交通省ホームページ

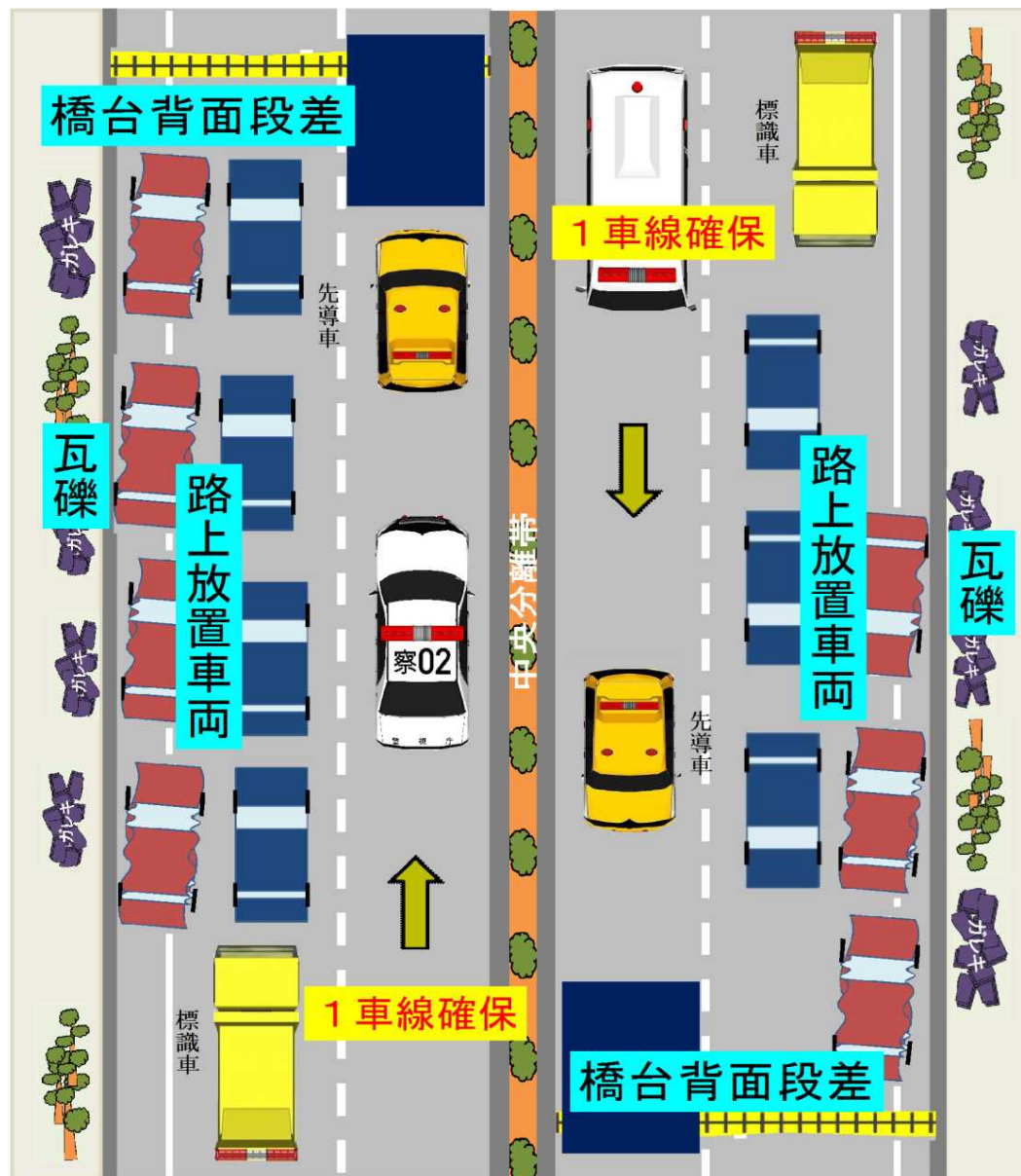
1. 前提条件(道路啓開の基本的考え方)

3. 1 道路啓開とは

道路施設にかかる主な被害想定

- ①瓦礫等(津波堆積物、災害廃棄物)
- ②放置車両
- ③橋台背面の段差

緊急車両が通行できるように1車線を確保する。
(中央分離帯がある場合は上下1車ずつ)



1. 前提条件(最優先で啓開するルート)

4. 1 最優先で啓開するルートの選定: 広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)

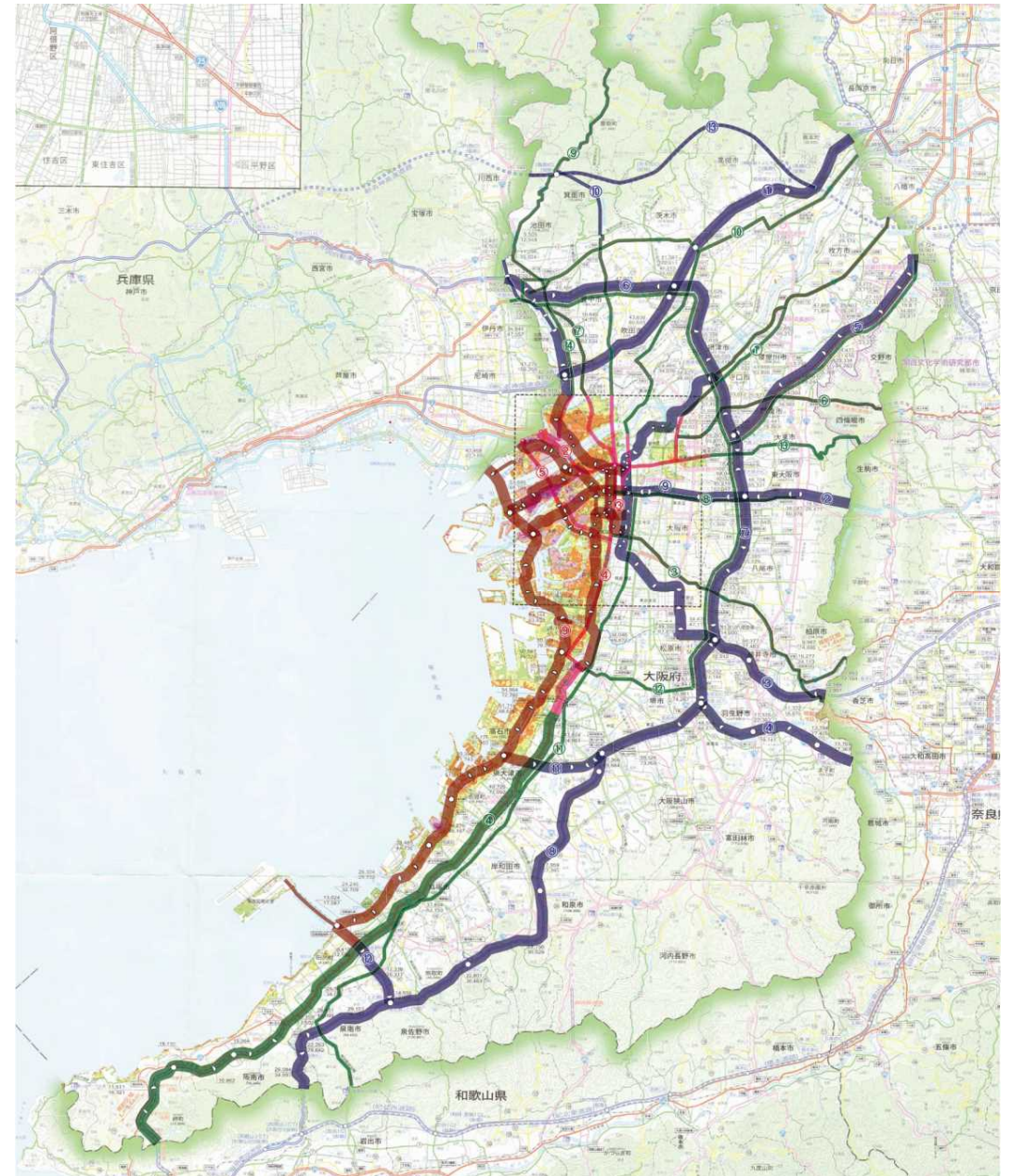
広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)を、最優先で啓開し確保する路線として設定

【自動車専用道路】(浸水区域外)		: 緊急輸送ルート		: 緊急輸送ルート以外	
(浸水区域内)		: 緊急輸送ルート		: 緊急輸送ルート以外	
① 名神高速	⑦ 近畿自動車道				
② 第二阪奈道路	⑧ 阪和自動車道				
③ 西名阪自動車道	⑨ 阪神高速道路				
④ 南阪奈道路	⑩ 箕面有料道路				
⑤ 第二京阪道路	⑪ 堺泉北有料道路				
⑥ 中国自動車道	⑫ 関西空港自動車道				
	⑬ 新名神高速道路(H29.11供用開始予定)				

【重点14路線(浸水区域内)】		: 緊急輸送ルート		: 緊急輸送ルート以外	
① 一般国道1号	千林1南～梅田新道				
② 一般国道2号	兵庫県境(大阪市)～梅田新道				
③ 一般国道25号、(市)南北線	梅田新道～大国町(R26、大阪市) 桜橋～元町2(R25、大阪市)				
④ 一般国道26号	堺市道28号(大阪高石線(新))～大国町(R25、大阪市)				
⑤ 一般国道43号、(主)福島桜島線(市)	兵庫県境(大阪市)～野田阪神(R2、大阪市)				
⑦ 一般国道176号	神崎川～梅田新道				
⑨ 一般国道423号	宮原1～梅田新道				
⑬(主)大阪生駒線	横堤2～蒲生4				
⑭(主)大阪池田線	神崎川～歌島橋				

【重点14路線(浸水区域外)】		: 緊急輸送ルート		: 緊急輸送ルート以外	
① 一般国道1号、一般国道170号、(主)京都守口線	京都府境(枚方市)～千林1南				
③ 一般国道25号	奈良県境(柏原市)～大国町(R26、大阪市)				
④ 一般国道26号	和歌山県境(岬町)～堺市道28号(大阪高石線(新))				
⑥ 一般国道163号	奈良県境(四條畷市)～関目5(R1)				
⑦ 一般国道176号	井口堂(R171、池田市)～神崎川				
⑧ 一般国道308号、(主)築港深江線(市)	被服団地(R170、東大阪市)～船場中央3				
⑨ 一般国道423号、一般国道173号、一般国道176号、一般国道171号	京都府境(豊能町)～宮原1				
⑩ 一般国道171号、(主)大阪高槻京都線、(府)恵美須南森町線	京都府境(高槻市)～久太郎1(大阪市)				
⑪(主)大阪和泉泉南線、(主)泉佐野岩出線	谷町4～和歌山県境(泉南市)				
⑫(主)大阪中央環状線、一般国道310号	新開橋付近(R171、池田市)～安井町(R26、堺市)				
⑬(主)大阪生駒線	奈良県境(四條畷市)～横堤2				
⑭(主)大阪池田線	豊島南1(R176、池田市)～神崎川				

出典) 大阪府: 大阪府地域防災計画 関連資料集(平成29年修正)、
内閣府: 南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画(H29.6.23)

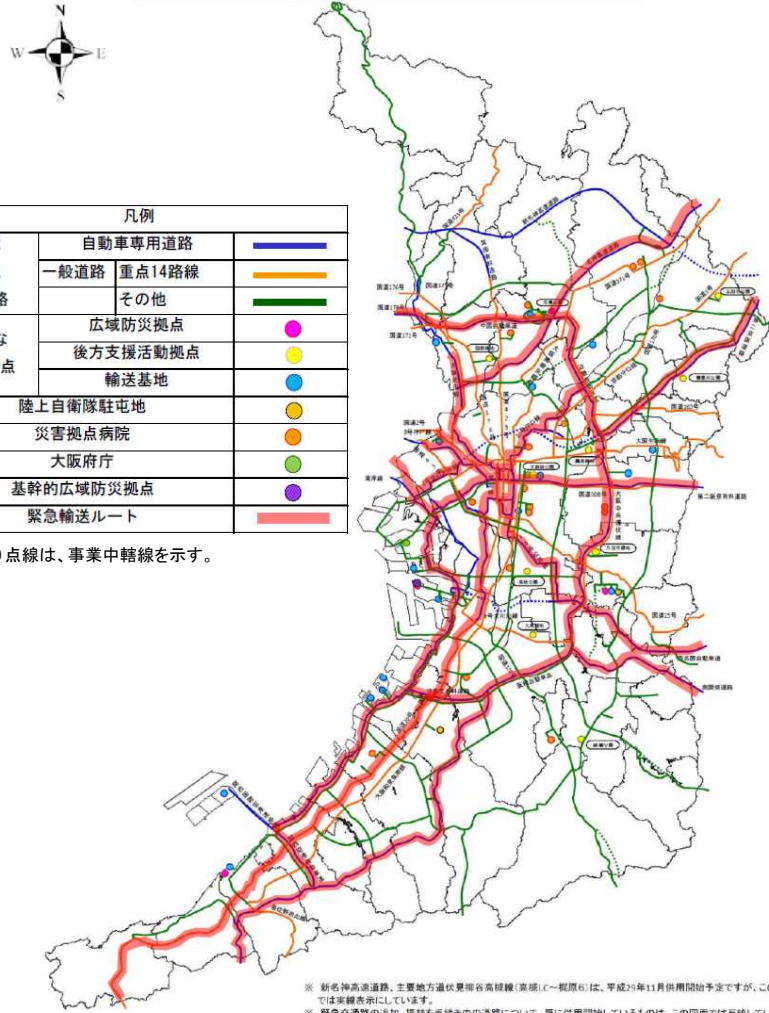


1. 前提条件(主要拠点)

4.2 主要拠点の選定

中央防災会議幹事会で定められた基幹的広域防災拠点や、大阪府地域防災計画で定められた広域防災拠点、後方支援活動拠点、災害拠点病院(基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院)を主要な拠点と設定。

広域緊急交通路及び主要な防災拠点



● 基幹的広域防災拠点	中央防災会議幹事会において定められた、国が運用し広域的な緊急物資や、復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす拠点施設
● 広域防災拠点	大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策の実施のために、広域防災拠点が次の機能を発揮するよう施設の適切な管理・運営に努める。 【機能】 (1) 府の備蓄拠点、物資集積・輸送拠点 (2) 航空機を活用した物資輸送拠点(災害時用臨時ヘリポートとして利用) (3) 消防、警察、自衛隊各機関の活動拠点
● 後方支援活動拠点	自衛隊、消防、警察等、広域応援部隊の活動拠点
● 災害拠点病院	重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ

出典)大阪府:大阪府地域防災計画(平成29年3月修正)

区分	対象地区
基幹的広域防災拠点	1 堺泉北港堺2区
広域防災拠点	1 大阪北部 2 大阪中部(八尾空港周辺) 3 大阪南部(りんくうタウン)
後方支援活動拠点	1 日本万国博覧会記念公園 2 服部緑地 3 大阪城公園 4 鶴見緑地 5 長居公園 6 寝屋川公園 7 久宝寺緑地 8 山田池公園 9 大泉緑地 10 錦織公園 11 蜻蛉池公園

区分	対象地区
災害拠点病院 (基幹災害拠点病院)	1 大阪府立急性期・総合医療センター
災害拠点病院 (地域災害拠点病院)	1 大阪市立総合医療センター 2 国立病院機構 大阪医療センター 3 大阪赤十字病院 4 大阪市立大学医学部附属病院 5 大阪大学医学部附属病院 6 済生会千里病院 7 大阪府三島救命救急センター 8 大阪医科大学附属病院 9 関西医科大学附属枚方病院 10 関西医科大学附属滝井病院 11 大阪府立中河内救命救急センター 12 東大阪市立総合病院 13 近畿大学医学部附属病院 14 市立堺病院 15 りんくう総合医療センター (大阪府泉州救命救急センター) 16 大阪警察病院 17 多根総合病院







出典)大阪府:大阪府地域防災計画 関連資料集(平成29年修正)

出典)大阪府:大阪府地域防災計画 関連資料集(平成29年修正)

1. 前提条件(道路啓開の目標)

4.3 道路啓開の目標

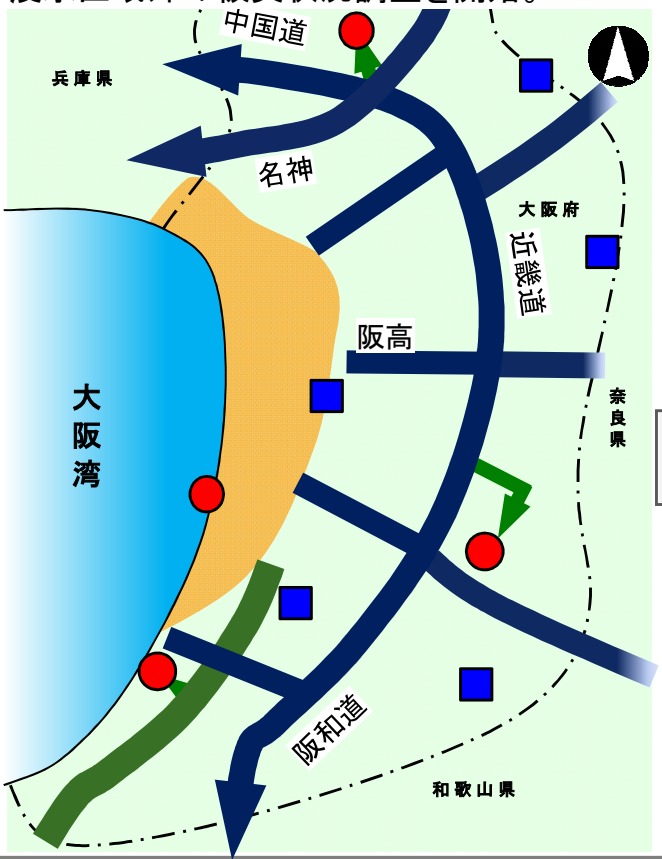
発災後72時間以内に広域緊急交通路等の道路啓開を完了

	: 浸水想定区域		: 後方支援拠点等
	: 広域防災拠点		: 緊急輸送ルート(自動車専用道路)
	: 拠点へのルート(重点14路線)		: 津波浸水区域内のルート

STEP1 発災後24時間

【緊急輸送ルート及び広域防災拠点等へのルート(浸水区域外)を確保(目標)】

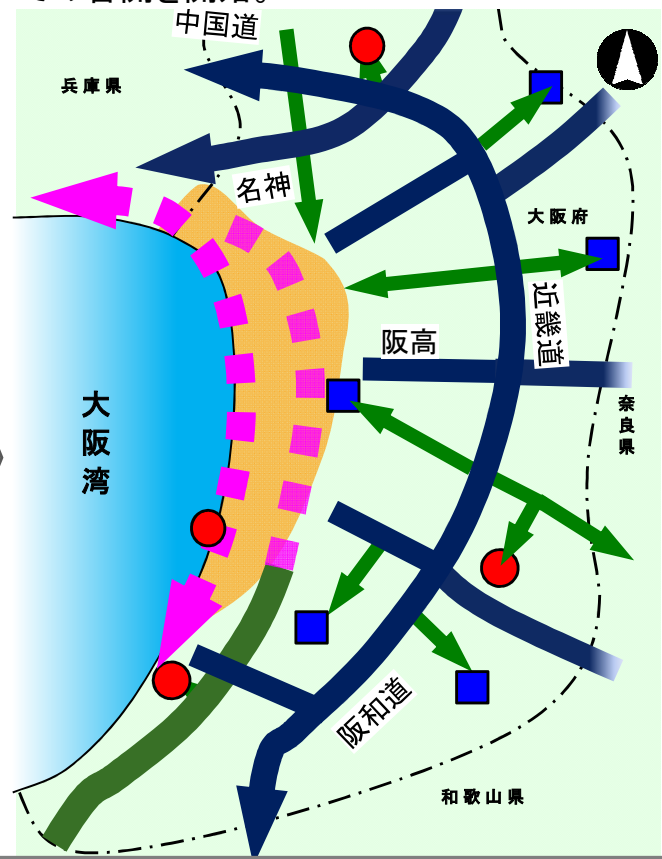
- 広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)のうち内閣府が指定した緊急輸送ルート※1、広域防災拠点等へのルートを啓開。
- 浸水区域外の被災状況調査を開始。



STEP2 発災後48時間

【浸水区間外の後方支援活動拠点、災害拠点病院へのルートを確保】

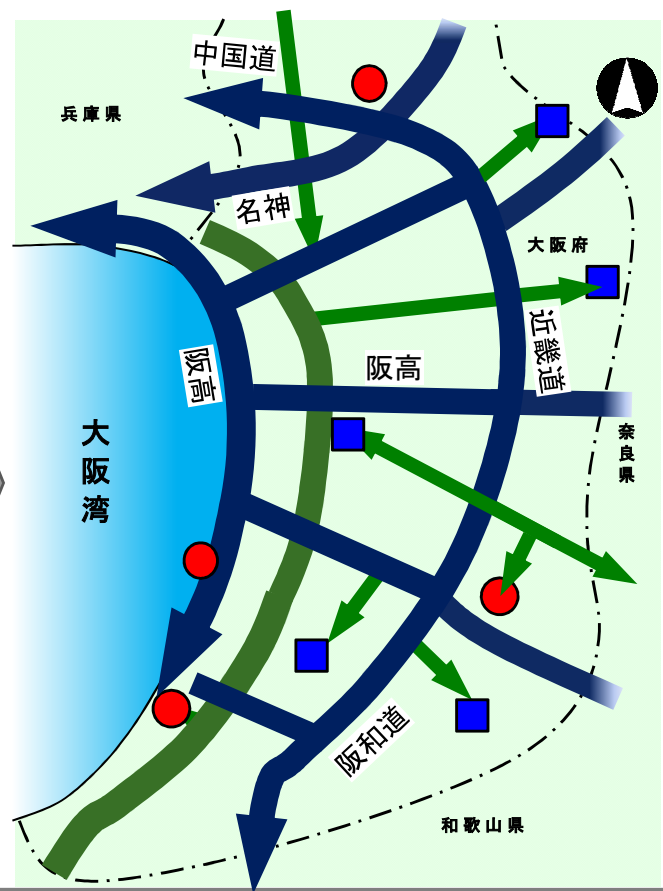
- 後方支援、災害拠点病院へのルートを啓開。
- 津波警報解除後、津波浸水区域を含む広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)全ての啓開を開始。



STEP3 発災後72時間

【広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)、広域防災拠点、後方支援活動拠点、災害拠点病院へのルートを確保】

- 浸水区域を含む道路啓開を完了。



※1: 緊急輸送ルート: 内閣府が選定した路線であり国土の骨格をなす幹線道路である高速道路、直轄国道を中心に全国から広域応援部隊や緊急物資輸送車両の広域的な移動の確保、甚大な地震・津波被害が見込まれる区域及び防災拠点に到達する路線。 ※図はイメージであり、具体的な拠点等を示すものではない。

1. 前提条件(道路啓開の目標)

4. 3 道路啓開の目標(各STEPの詳細)

【STEP1⇒24時間以内完了目標】

広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)のうち緊急輸送ルート及び広域防災拠点へのルート(津波浸水区域外)を確保。

- 関係機関、災害協定業者と密接に連携した被災状況把握と情報共有。
- 被災状況に応じた道路啓開の優先順位の決定と、災害協定業者との連携による迅速な道路啓開作業の準備、及び浸水区域外の道路啓開。

【STEP2⇒48時間以内完了目標】

浸水区域外の広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)及び後方支援活動拠点、災害拠点病院を結ぶルートを確保。

- 救援・救助活動の主要拠点となる後方支援活動拠点、災害拠点病院へのルートを啓開。
- 津波浸水区域は、津波警報解除(東日本大震災では発災から約30時間後に解除)まで浸水区域手前で待機。
- 津波警報解除後から浸水区域の道路啓開に順次着手。

【STEP3⇒72時間以内完了目標】

広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)、広域防災拠点、後方支援活動拠点、災害拠点病院へのルートを全て確保。

- 浸水区域を含む道路啓開を完了。

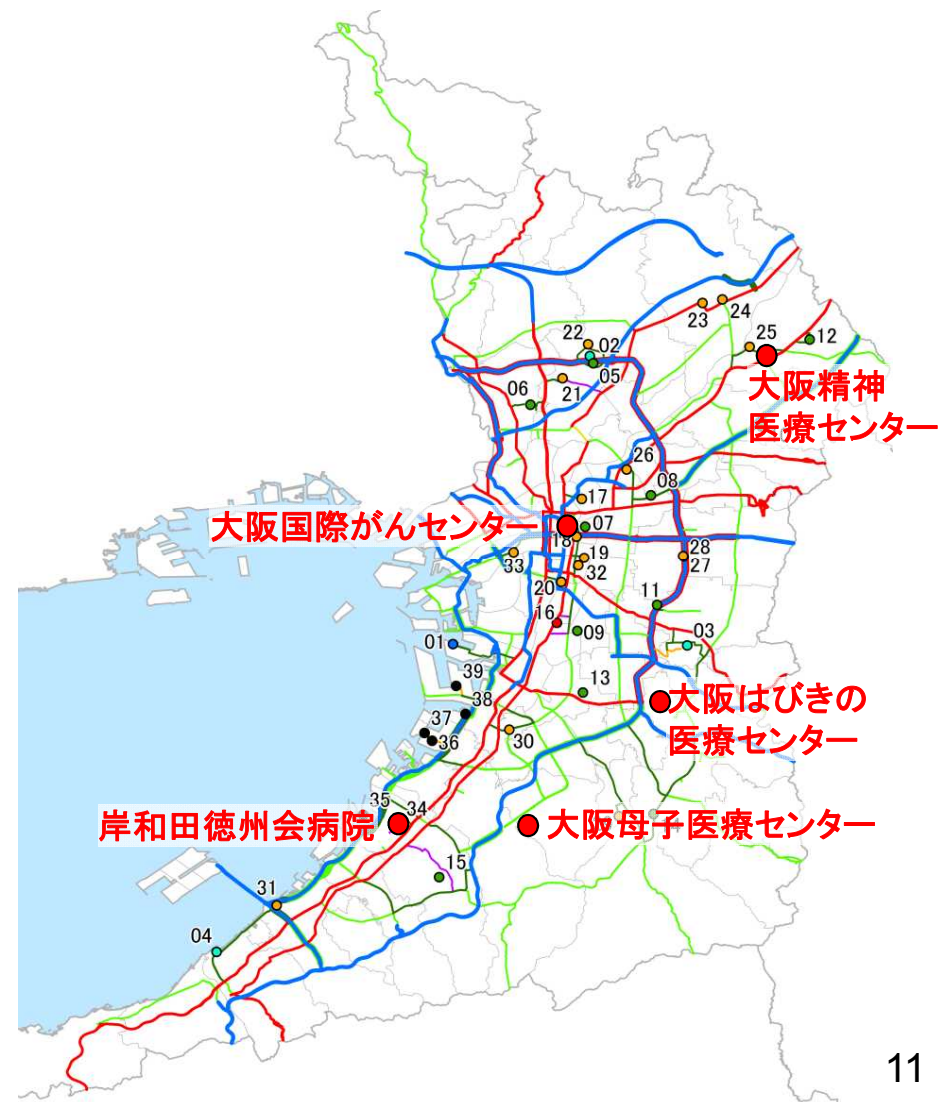
1. 前提条件(啓開ルート及び拠点等の設定)

(1) 拠点の追加

- 既往計画との整合
大阪府地域防災計画(平成29年12月修正)との整合を図り、地域災害拠点病院(1箇所)、特定診療災害医療センター(計4箇所)を拠点として追加

地域災害拠点病院	場所
岸和田徳州会病院	岸和田市

特定診療災害医療センター	場所
大阪国際がんセンター	大阪市
大阪精神医療センター	枚方市
大阪はびきの医療センター	羽曳野市
大阪母子医療センター	和泉市



1. 前提条件(啓開ルート及び拠点等の設定)

(3) 広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)から拠点までのアクセスを考慮した啓開ルートの設定

(例) 広域防災拠点 大阪中部(八尾空港周辺)

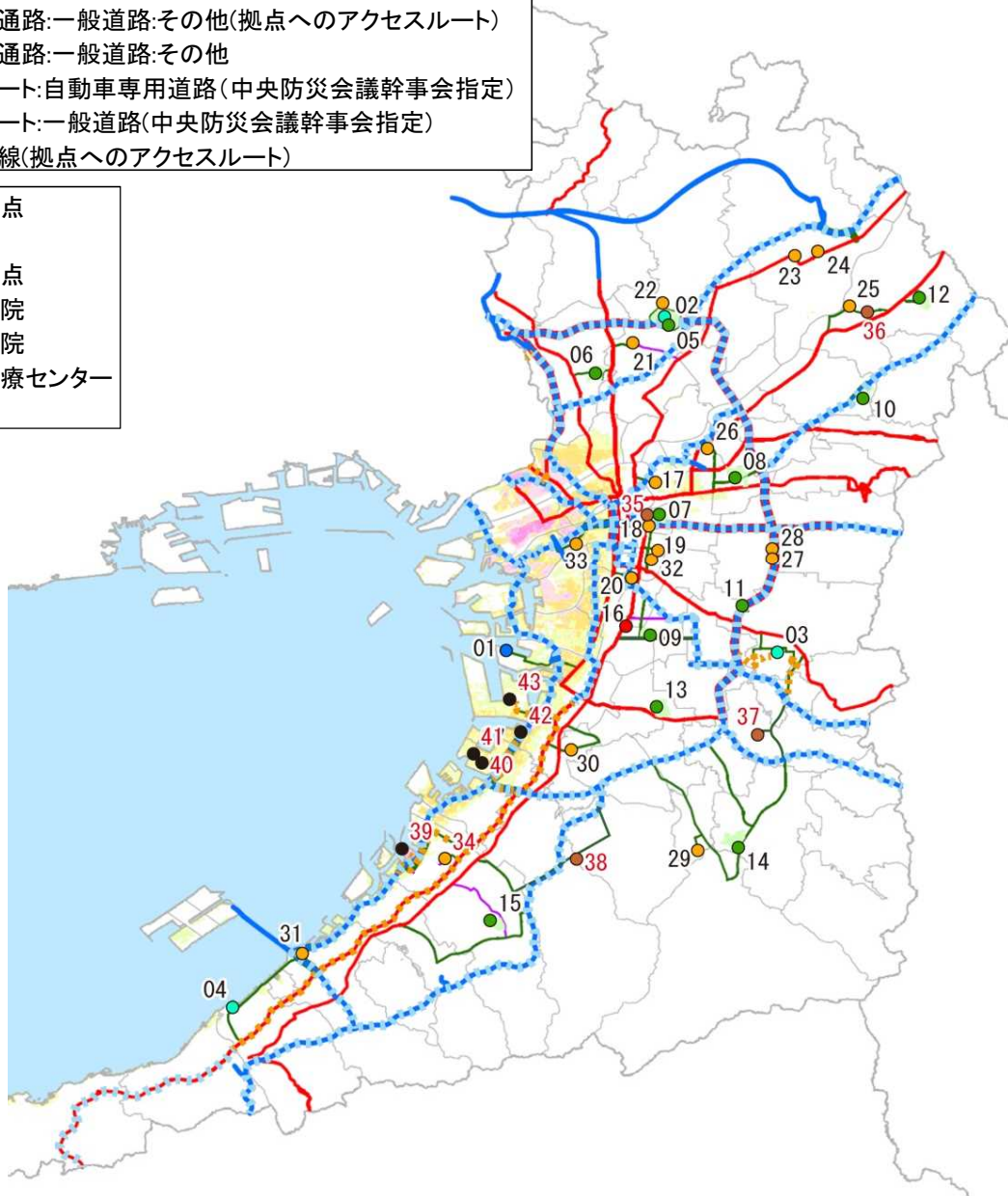


1. 前提条件(啓開ルート及び拠点等の設定)

(4) 啓開ルート案及び拠点案

- 広域緊急交通路:自動車専用道路
- 広域緊急交通路:一般道路:重点14路線
- 広域緊急交通路:一般道路:その他(拠点へのアクセスルート)
- 広域緊急交通路:一般道路:その他
- ⋯ 緊急輸送ルート:自動車専用道路(中央防災会議幹事会指定)
- ⋯ 緊急輸送ルート:一般道路(中央防災会議幹事会指定)
- 新規指定路線(拠点へのアクセスルート)

- 基幹広域防災拠点
- 広域防災拠点
- 後方支援活動拠点
- 基幹災害拠点病院
- 地域災害拠点病院
- 特定診療災害医療センター
- 製油所・油槽所

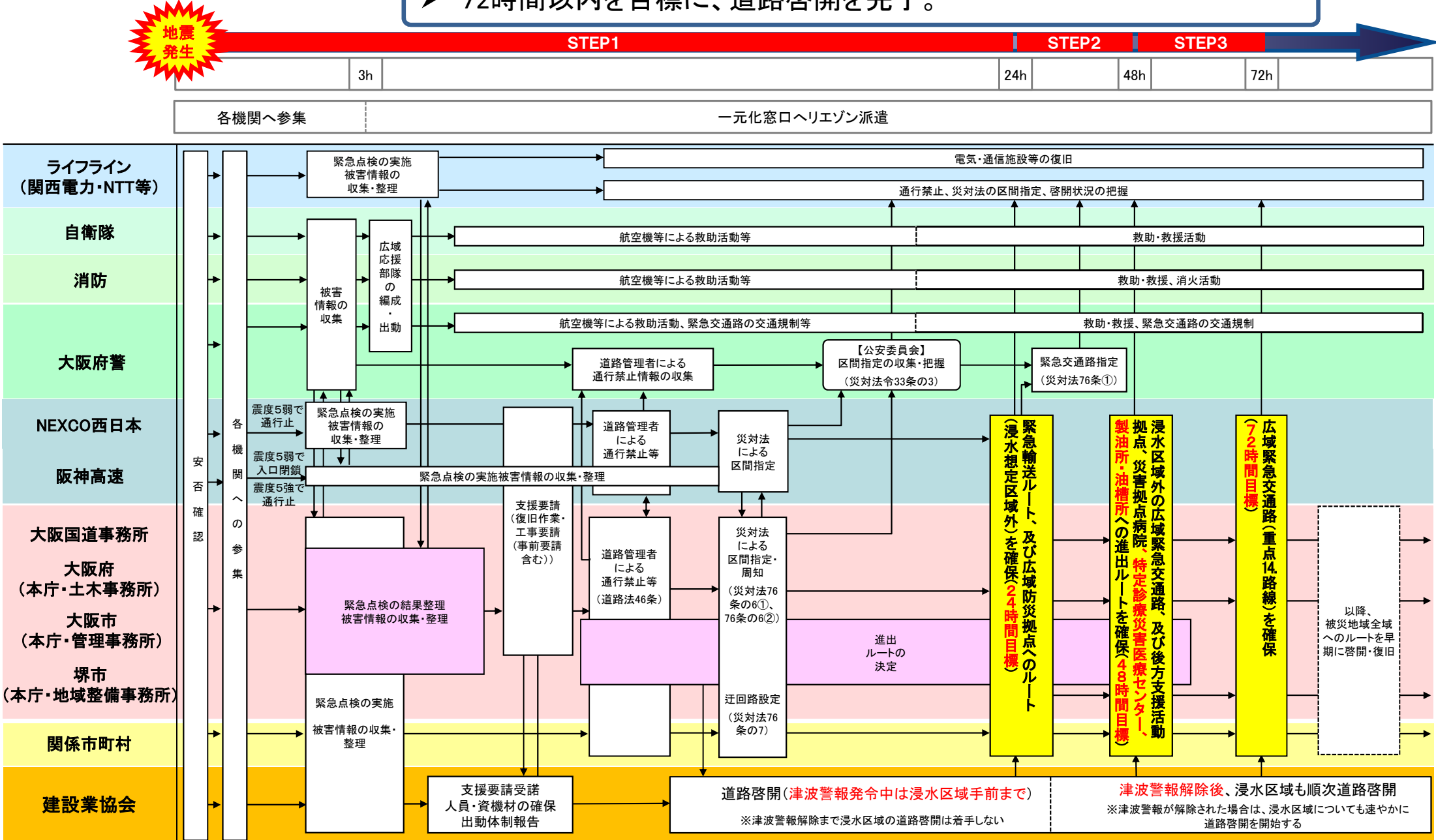


新規追加	拠点No	拠点	分類
	1	堺泉北港堺2区	基幹広域防災拠点
	2	大阪北部	広域防災拠点
	3	大阪中部(八尾空港周辺)	広域防災拠点
	4	大阪南部(りんくうタウン)	広域防災拠点
	5	日本万国博覧会記念公園	後方支援活動拠点
	6	服部緑地	後方支援活動拠点
	7	大阪城公園	後方支援活動拠点
	8	鶴見緑地	後方支援活動拠点
	9	長居公園	後方支援活動拠点
	10	寝屋川公園	後方支援活動拠点
	11	久宝寺緑地	後方支援活動拠点
	12	山田池公園	後方支援活動拠点
	13	大泉緑地	後方支援活動拠点
	14	錦織公園	後方支援活動拠点
	15	蜻蛉池公園	後方支援活動拠点
	16	大阪府立急性期・総合医療センター	基幹災害拠点病院
	17	大阪市立総合医療センター	地域災害拠点病院
	18	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター	地域災害拠点病院
	19	大阪赤十字病院	地域災害拠点病院
	20	大阪市立大学医学部附属病院	地域災害拠点病院
	21	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会千里病院	地域災害拠点病院
	22	大阪大学医学部附属病院	地域災害拠点病院
	23	大阪府三島救命救急センター	地域災害拠点病院
	24	大阪医科大学附属病院	地域災害拠点病院
	25	関西医科大学附属病院	地域災害拠点病院
	26	関西医科大学総合医療センター	地域災害拠点病院
	27	大阪府立中河内救命救急センター	地域災害拠点病院
	28	市立東大阪医療センター	地域災害拠点病院
	29	学校法人近畿大学医学部附属病院	地域災害拠点病院
	30	堺市立総合医療センター	地域災害拠点病院
	31	りんくう総合医療センター(大阪府泉州救命救急センター)	地域災害拠点病院
	32	大阪警察病院	地域災害拠点病院
	33	多根総合病院	地域災害拠点病院
○	34	岸和田徳洲会病院	地域災害拠点病院
○	35	大阪国際がんセンター	特定診療災害医療センター
○	36	大阪精神医療センター	特定診療災害医療センター
○	37	大阪はびきの医療センター	特定診療災害医療センター
○	38	大阪母子医療センター	特定診療災害医療センター
○	39	出光岸和田油槽所	製油所・油槽所
○	40	大阪国際石油精製大阪製油所	製油所・油槽所
○	41	JXTG大阪油槽所	製油所・油槽所
○	42	JXTG堺製油所	製油所・油槽所
○	43	コスモ堺製油所	製油所・油槽所

1. 前提条件(発災時の行動計画)

(1) タイムライン



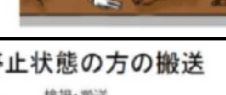



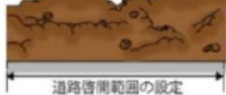
- 発災後、各機関へ参集し、緊急点検の実施・被害情報の収集に着手
- 72時間以内を目標に、道路啓開を完了。



上記タイムラインは、各機関による活動事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

1. 前提条件(発災時の行動計画)

➤ 道路管理者が行うガレキ撤去前(又は同時)に、人命救助等を警察、消防、自衛隊が実施。

状況模式図	役割			
	道路管理者 (災害協定業者)	警察	消防	陸上自衛隊
主な役割 	パトロール、ガレキ撤去	人命救助・財産物移動	人命救助	人命救助 (災害派遣:警察・消防の 権限の一部行使)
1. 緊急点検調査 	①パトロールによる被災状況の確認 ↓ ②要救助者の発見、関係機関への通報	—	—	—
2. 人命救助 	—	③通報を受け、現地への出動	③通報を受け、現地への出動	③通報を受け、現地への出動
		④ガレキ内の搜索、救助、蘇生活動(協働作業)		
3. 心肺停止状態の方の搬送 	—	⑥ガレキ内からの搬出(協働作業)		
		⑦搬送		
4. 財産物の移動 	⑨放置車両の移動・撤去 ※災害対策基本法の改定により、道路 管理者が車両を移動できることとな った。	(⑧搬送先での検視) ※検視後の安置、遺族への引渡 しは市町村が行う。	—	—
		⑨放置車両の移動・撤去		
5. 啓開可能範囲の特定 	—	⑩ガレキ内の人、財産物が無いこ とを確認。	—	—
6. ガレキの撤去 	⑪ガレキを撤去。	—	—	—

1. 前提条件(発災時の行動計画)

(2) 道路啓開作業

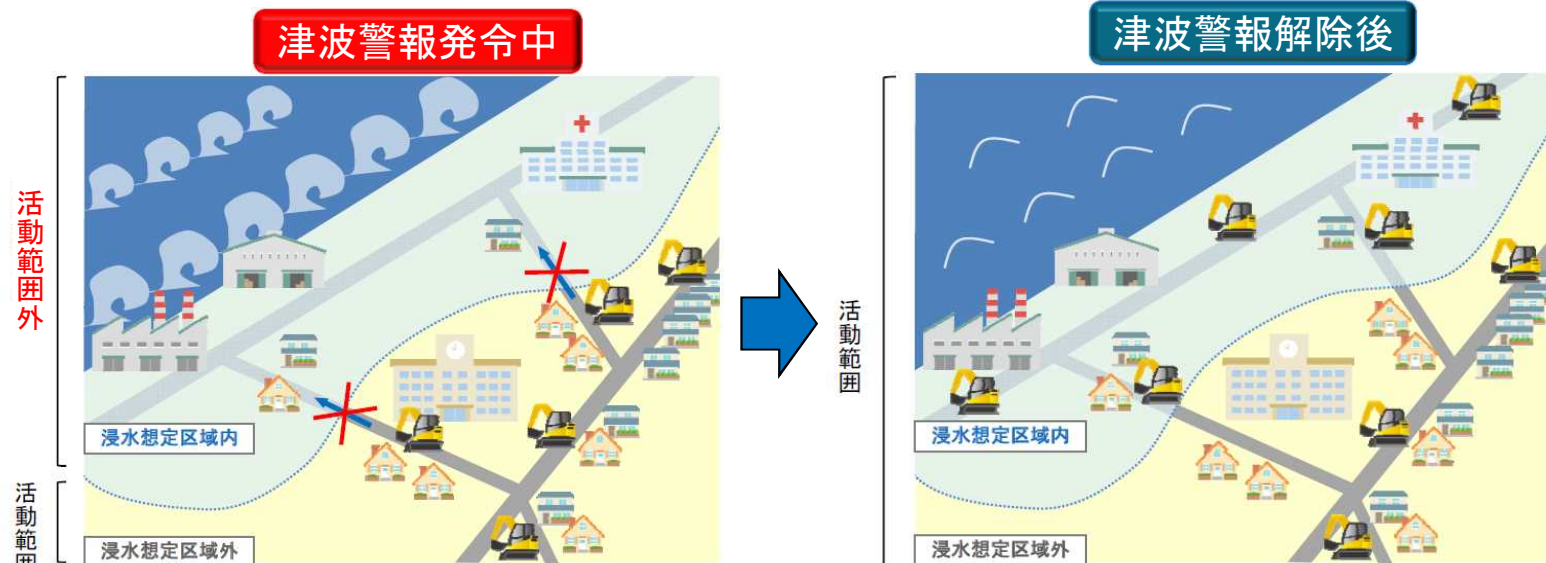
➤ 緊急点検は優先順位をつけ、迅速に「広く浅く」把握する。

留意点

- ◆ 参集途上調査や道路利用者、近隣住民からの通報等による情報、あらかじめ点検することとしている箇所(二次災害危険箇所等)等を考慮したうえで優先順位※を付け、できるだけ早期に全体を「広く浅く」把握し、その後詳細に把握する。(応急復旧、本復旧に必要な構造物本体の詳細調査は、道路啓開作業後に別途専門技術者に委ねる。)
- ◆ 災害協定締結業団体は、国や府市等からの要請により調査開始を基本とするが、業団体の準備が整った時点において、国や府市との連絡不通などの状況の場合は、要請を待たずに現地調査を行い定期的に報告する。
- ◆ 津波警報が発表された場合、浸水が予想される地域の調査は津波警報解除後に実施する。

※緊急点検調査に関する基本的な優先順位は、

- ① 広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)、防災拠点等へのアクセスルート
 - ② 広域緊急交通路その他路線
 - ③ 広域緊急交通路以外の路線
- の順とする。



1. 前提条件(発災時の行動計画)

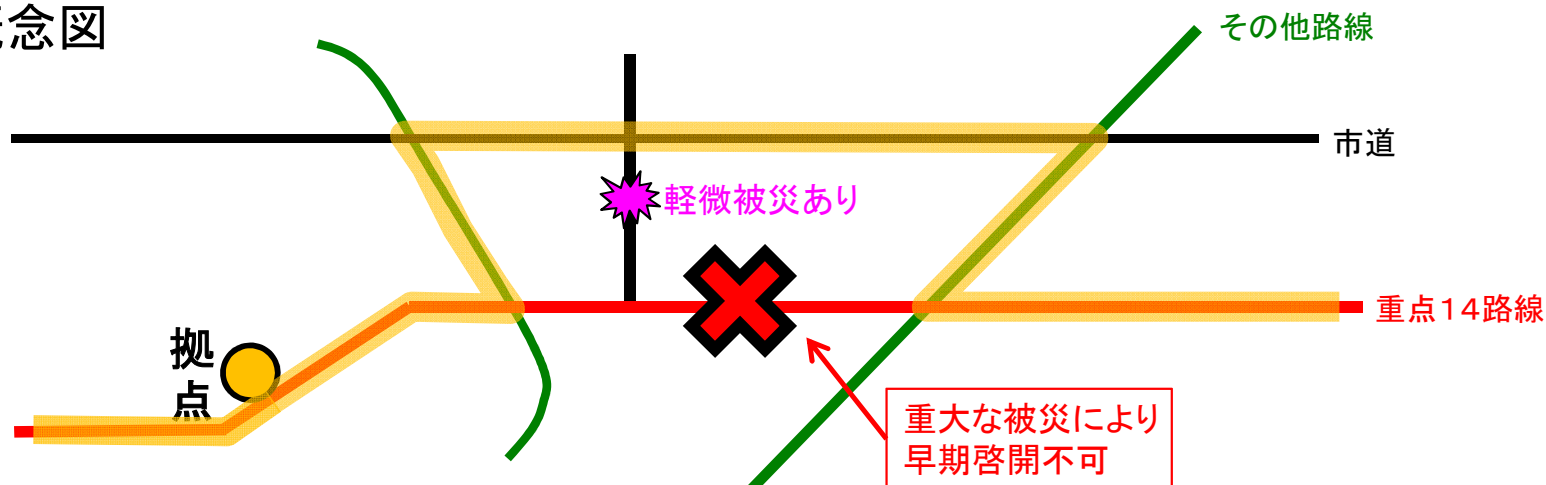
(2) 道路啓開作業

- 往路は迅速に全体概況を把握することを最優先する。
- 復路は事前の点検予定箇所、往路で発見した詳細な点検が必要な箇所の点検を行う。

留意点

- ◆ ① 往路は全体概況の把握を最優先し、以下のポイントを調査する。
 - ・ 主に目視により、通行の可否、重大な被害の有無、道路及び沿道状況を把握する。
 - ・ 通行可能状況及び被災状況等については逐次、各道路管理者の情報収集担当に報告する。
 - ・ 被災により早期の啓開が不可能と判断される場合は、被災が少なく啓開しやすい迂回ルートを確認し報告する。
- ◆ ② 復路は往路で発見した詳細点検が必要な箇所、あらかじめ点検が必要としている箇所限定し調査する。
 - ・ 橋梁等構造物は道路管理者として被災状況を確認した上で、安全性について判定し、通行規制や緊急措置等の必要性を判断する

概念図



凡例	
	点検調査ルート
	重大な被災
	軽微な被災

被害が少なく啓開しやすいルートを確認する

2. 第2回協議会までの承認事項

	第1回協議会 承認事項	第2回協議会 承認事項
1. 啓開ルート計画	<p>①啓開ルートの選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 最優先啓開ルートとして、広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)を設定 ➤ 発災後72時間以内を目標に広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)の上下各1車線の啓開を完了 	<p>①啓開ルートの選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 最優先啓開ルートとして、広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)を設定 ➤ 発災後72時間以内を目標に広域緊急交通路を1車線(中央分離帯がある場合は上下1車線)啓開を完了 ➤ 広域緊急交通路から拠点へ複数経路アクセスできるよう、啓開ルートを検討
	<p>②主要拠点の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 中央防災会議幹事会で定められた基幹的広域防災拠点や、大阪府地域防災計画で定められた広域防災拠点、後方支援活動拠点、災害拠点病院を主要拠点に設定 	<p>②主要拠点の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 中央防災会議幹事会で定められた基幹的広域防災拠点や、大阪府地域防災計画で定められた広域防災拠点、後方支援活動拠点、災害拠点病院を主要拠点に設定 ➤ 大阪府地域防災計画(H29.12修正)版に基づき拠点を追加
	<p>③被害想定に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 震度5～6強の強い揺れ、5mの津波に対する被害として、直轄国道を対象に、橋梁段差、瓦礫被害、放置車両による被害想定について試算 	<p>③被害想定に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 和歌山県啓開協議会等の考え方を踏まえ、啓開路線(重点十四路線)を対象に橋梁被害、瓦礫被害、放置車両、沿道施設倒壊、斜面・盛土崩壊について検討 ➤ 被害検討に基づき、啓開時間を試算

2. 第2回協議会までの承認事項

	第1回協議会 承認事項	第2回協議会 承認事項
2. 情報収集・連絡・連携	<u>①指示連絡体制に関する事項</u> ➤ 具体的な指示連絡体制を検討	<u>①指示連絡体制に関する事項</u> ➤ 具体的な指示連絡体制を検討 ➤ 関係機関で構成した情報一本化窓口を設け、リエゾンを設置。現場の具体指示等は各土木事務所・工営所・維持出張所と担当会社で連絡・調整を行う
	<u>②情報収集・連絡手段に関する事項</u> ➤ 情報収集の方法について検討	<u>②情報収集・連絡手段に関する事項</u> ➤ 情報収集の方法について検討 ➤ 関係機関との連絡手段の一覧及び収集した情報の共有方法について検討 ➤ 一般の方への情報提供方法検討
3. 啓開作業計画	<u>①道路啓開における行動計画の検討</u> ➤ 関係機関毎のタイムラインを検討	<u>①道路啓開における行動計画の検討</u> ➤ 関係機関毎のタイムラインを検討 ➤ 発災時における行動計画を検討

啓開担当分担

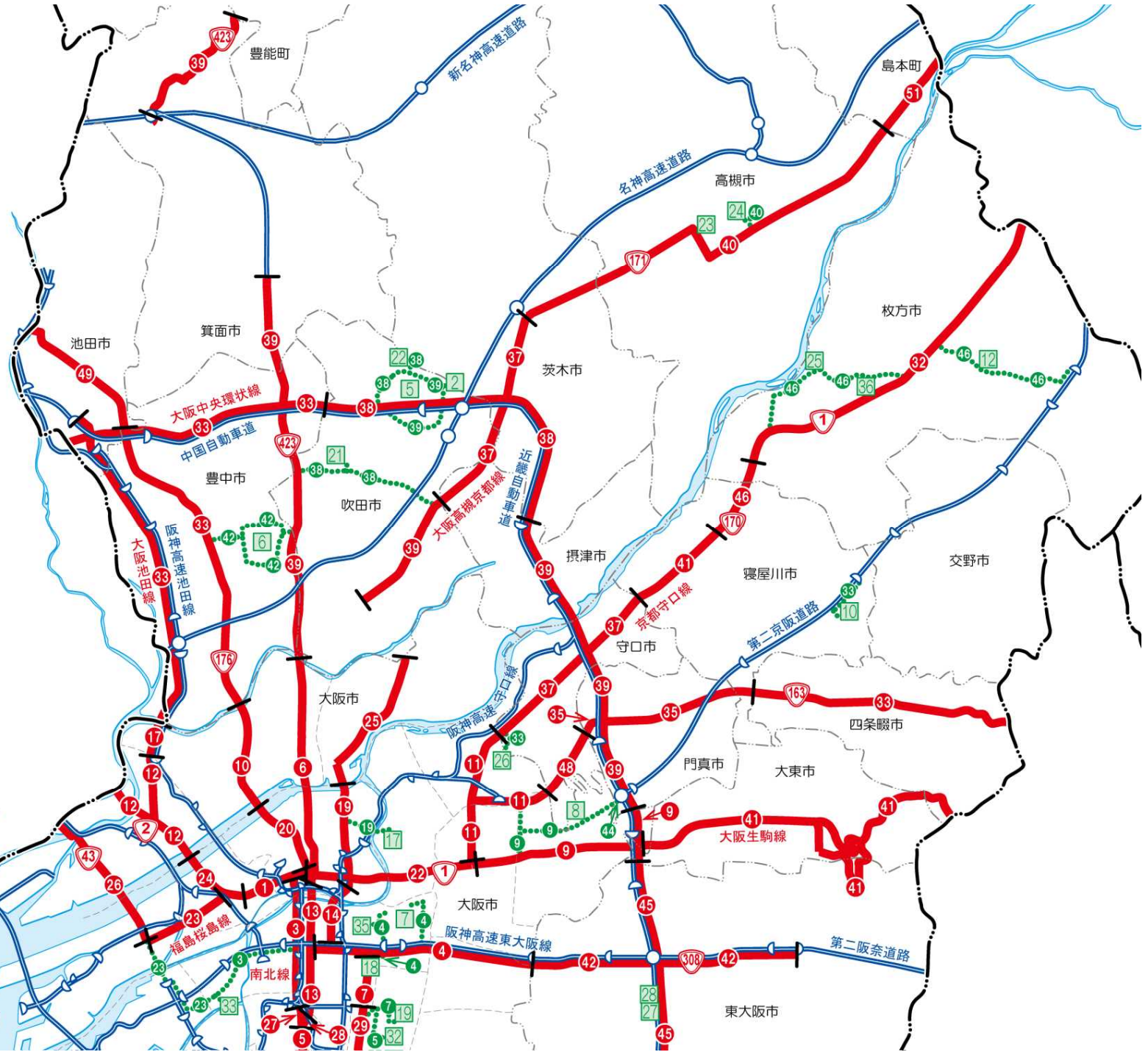
平成30年12月

大阪府域道路啓開協議会

啓開担当分担

道路啓開ルート及び啓開担当分担 ① (大阪府北部)

— 自動車専用道路
— 業者担当境界
● 重点14路線
— 開業者No.
● 拠点までのアクセスルート
— 開業者No.
4 拠点



啓開担当分担

道路啓開ルート及び啓開担当分担 ② (大阪府中部)

— 自動車専用道路
— 業者担当境界
— 重点14路線
— 開業者No.
- - - 拠点までのアクセスルート
- - - 開業者No.
4 拠点



啓開担当分担

道路啓開ルート及び啓開担当分担 ③ (大阪府南部)

— 自動車専用道路
— 業者担当境界
— 重点14路線
— 開啓業者No.
⋯ 拠点までのアクセスルート
⋯ 開啓業者No.
4 拠点



啓開担当分担

道路啓開ルート及び啓開担当分担一覧表 ①

No	啓開業者名	所属	集結拠点(案)	啓開担当重点14路線	アクセスルート啓開担当拠点
1	青木あすなる	大建協	北大阪維持出張所	2号[福島区・北区]	
2	浅沼組	大建協	平野工営所 西大阪維持出張所	(主)大阪中央環状線[平野区] 25号[平野区]	3 大阪中部(八尾空港周辺)[市域]
3	安藤・間	大建協	野田工営所	大阪市道南北線[北区・西区] 308号[東成区]	33 多根総合病院[北側] 7 大阪城公園
4	大林組	大建協	田島工営所	(主)築港深江線[中央区・東成区]	35 大阪国際がんセンター 18 国立大阪医療センター
5	奥村組	大建協	西大阪維持出張所	25号[東住吉区・阿部野区・天王寺区・浪速区]	32 大阪警察病院
6	鹿島建設	大建協	十三工営所	423号[淀川区・北区]	
7	熊谷組	大建協	市岡工営所	(主)大阪和泉泉南線[中央区]	19 大阪赤十字病院
8	鴻池組	大建協	住之江工営所	(主)大阪和泉泉南線[阿倍野区・住吉区] (主)大阪生駒線[城東区・鶴見区]	9 長居公園 8 鶴見緑地[市域]
9	清水建設	大建協	中浜工営所	(主)大阪中央環状線[鶴見区]	
10	西武建設	大建協	十三工営所	176号[淀川区]	
11	銭高組	大建協	北大阪維持出張所	1号[旭区・城東区] 163号[旭区・鶴見区]	
12	大成建設	大建協	野田工営所 北大阪維持出張所	(主)大阪池田線[西淀川区] 2号[西淀川区]	
13	大鉄工業	大建協	野田工営所	25号[北区・中央区]	
14	大豊建設	大建協	野田工営所	(府)恵美須南森町線[中央区]	
15	竹中工務店	大建協	西大阪維持出張所	26号[浪速区・西成区]	
16	鉄建建設	大建協	南大阪維持出張所	26号[堺区]	
17	東急建設	大建協	十三工営所	(主)大阪池田線[淀川区]	
18	東洋建設	大建協	南大阪維持出張所	26号[西区]	
19	戸田建設	大建協	野田工営所	(府)恵美須南森町線[北区] (主)大阪高槻京都線[北区]	17 大阪市立総合医療センター
20	飛鳥建設	大建協	野田工営所	176号[北区]	
21	南海辰村建設	大建協	西大阪維持出張所	26号[住之江区]	
22	西松建設	大建協	北大阪維持出張所	1号[北区・都島区・城東区]	
23	長谷工コーポレーション	大建協	野田工営所	(主)福島桜島線[此花区・福島区]	33 多根総合病院[西側]
24	ハンシン建設	大建協	北大阪維持出張所	2号[福島区]	

啓開担当分担

道路啓開ルート及び啓開担当分担一覧表 ②

No	啓開業者名	所属	集結拠点(案)	啓開担当重点14路線	アクセスルート啓開担当拠点
25	前田建設工業	大建協	十三工営所	(主)大阪高槻京都線[東淀川区]	
26	三井住友建設	大建協	西大阪維持出張所	43号[西淀川区・此花区]	
27	村本建設	大建協	津守工営所	大阪市道南北線[浪速区]	
28	森組	大建協	西大阪維持出張所	25号[浪速区]	
29	森本組	大建協	田島工営所	(主)大阪和泉泉南線[天王寺区]	20 大阪市立大学医学部附属病院
30	堺建協	堺建協	西部地域整備事務所	310号[堺区]	30 堺市立総合医療センター
				(主)大阪和泉泉南線[堺区・西区]	42 JXTG堺製油所
				(主)堺羽曳野線(大阪中央環状線)[堺区]	43 コスモ堺製油所
				(主)大阪中央環状線[堺区]	
31	旭工建	道建協	南大阪維持出張所	(主)大阪中央環状線[北区]	
				26号[泉南市・阪南市・岬町]	38 大阪母子医療センター
					4 大阪南部(りんくうタウン)
32	安積建設	道建協	岸和田土木事務所	(主)泉佐野岩出線[泉南市]	31 りんくう総合医療センター
				高槻維持出張所	
33	大林道路	道建協	池田土木事務所	(主)大阪池田線[豊中市・池田市]	
				(主)大阪中央環状線[豊中市・池田市]	
				高槻維持出張所	26 関西医科大学総合医療センター
34	鹿島道路	道建協	北大阪維持出張所	176号[豊中市]	
				171号[豊中市・池田市]	
35	北川HT	道建協	岸和田土木事務所	163号[四條畷市]	10 寝屋川公園
				南大阪維持出張所	15 蜻蛉池公園
36	佐藤渡辺	道建協	北大阪維持出張所	26号[貝塚市・泉佐野市・田尻町]	
				西大阪維持出張所	
37	ガイアート	道建協	八尾土木事務所	163号[寝屋川市・門真市]	
				25号[八尾市]	
38	昭建	道建協	茨木土木事務所	(主)大阪中央環状線[八尾市]	3 大阪中部(八尾空港周辺)[府域]
				1号[守口市]	11 久宝寺緑地
				枚方土木事務所	
38	昭建	道建協	茨木土木事務所	(主)京都守口線[守口市]	
				(主)大阪高槻京都線[茨木市・吹田市・摂津市]	
38	昭建	道建協	茨木土木事務所	(主)大阪高槻京都線[茨木市・吹田市・摂津市]	21 (社法)済生会千里病院
				(主)大阪中央環状線[吹田市・茨木市]	22 大阪大学医学部付属病院

啓開担当分担

道路啓開ルート及び啓開担当分担一覧表 ③

No	啓開業者名	所属	集結拠点(案)	啓開担当重点14路線	アクセスルート啓開担当拠点
39	世紀東急工業	道建協	池田土木事務所	423号[箕面市・豊中市・吹田市]	2 大阪北部
			枚方土木事務所	(主)大阪中央環状線[摂津市・守口市・門真市]	5 日本万国博覧会記念公園
			北大阪維持出張所	1号[守口市]	
40	大成ロテック	道建協	茨木土木事務所	(主)大阪高槻京都線[吹田市]	
			富田林土木事務所	(主)大阪中央環状線[松原市]	39 出光岸和田油槽所
41	大有建設	道建協	高槻維持出張所	171号[高槻市・茨木市]	24 大阪医科大学付属病院
			枚方土木事務所	(主)大阪生駒線[大東市] (主)京都守口線[寝屋川市]	
42	東亜道路工業	道建協	八尾土木事務所	308号[東大阪市]	6 服部緑地
43	常盤工業	道建協	鳳土木事務所	(主)大阪和泉泉南線[高石市・和泉市]	14 錦織公園
					29 近畿大学医学部付属病院
44	戸田道路	道建協			8 鶴見緑地[府域]
45	NIPPO	道建協	南大阪維持出張所	26号[泉大津市]	1 堺泉北港堺2区
			八尾土木事務所	(主)大阪中央環状線[東大阪市]	41 JXTG大阪油槽所
46	日本道路	道建協	枚方土木事務所	170号[枚方市・寝屋川市]	12 山田池公園
					25 関西医科大学付属病院
47	福田道路	道建協	岸和田土木事務所	(主)大阪和泉泉南線[岸和田市・貝塚市]	36 大阪精神医療センター
			南大阪維持出張所	26号[忠岡町・岸和田市]	34 岸和田徳洲会病院
48	フジタ	道建協	北大阪維持出張所	163号[守口市]	
49	前田道路	道建協	西大阪維持出張所	25号[柏原市]	37 大阪はびきの医療センター
			池田土木事務所	176号[池田市]	
50	三井住建道路	道建協	南大阪維持出張所	26号[高石市]	40 大阪国際石油精製大阪製油所
51	明清建設	道建協	高槻維持出張所	171号[島本町]	